

令和 3 年度

堺市立図書館 概要

(令和 2 年度 統計と活動)





表紙写真【絵図】

引札（鳥井合名会社）

表紙の絵の画像は「引札」というもので、江戸時代から明治・大正にかけて商店や問屋などが商品を宣伝するために作ったものです。現代の広告チラシにあたるのですが、年賀など顧客訪問の際などに配るもので、客もその意匠を喜び、壁の装飾などにしていたようです。

堺の伝統産業として刃物や自転車、線香などがよく知られていますが、明治・大正期まで酒造業が繁栄していました。この引札は堺出身の鳥井駒吉が経営していた「鳥井合名会社」名義のもので、桜花と清酒「春駒」の樽が描かれており、樽には春という文字に馬の絵が描かれています。女性の着物は、「春駒」を表す花と将棋の駒の模様になっています。

鳥井駒吉は清酒だけでなく、ビールにも着目し「大阪麦酒会社」を設立します。この会社で販売されたのが「アサヒビール」です。引札の「春駒」の樽の横には、アサヒビールの瓶も描かれており、波に朝日のラベルデザインの原型を描いたのは、当時堺に住んでいた浮世絵画家の中井芳瀧です。

目次

1. サービスの基本理念と方針	3
2. 新型コロナウイルス感染症への対応について.....	4
(1) 新型コロナウイルス感染症関連対応経過(令和2年2月～令和3年3月).....	4
(2) 新型コロナウイルス感染症の影響について.....	7
(3) 臨時休館およびサービス制限中に行ったサービス(令和2年3月2日～5月31日).....	7
(4) 来館サービスにおける感染防止対策.....	7
(5) イベントにおける感染防止対策.....	8
(6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止したもの.....	8
3. 令和2年度トピックス —活動報告—.....	9
(1) 「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」の策定.....	9
(2) 電子図書館専用の臨時利用者IDを発行.....	9
(3) 堺図書館サポーター倶楽部創立20周年記念事業を実施.....	9
(4) 大阪狭山市との相互利用協定を締結.....	9
(5) 図書郵送サービスモデル実施事業(送料利用者負担)を開始.....	9
(6) 各区の図書館活動.....	10
堺区の図書館活動.....	10
中区の図書館活動.....	10
東区の図書館活動.....	10
西区の図書館活動.....	11
南区の図書館活動.....	11
北区の図書館活動.....	12
美原区の図書館活動.....	12
4. 図書館資料統計.....	14
(1) 資料の所蔵.....	14
(2) 地域資料.....	16
(3) 文庫(個人コレクション).....	16
(4) 貴重資料の利用.....	17
5. 図書館利用統計.....	18
(1) 利用状況.....	18
(2) 利用率等の推移.....	20
(3) 館別貸出数の推移.....	22
6. 行事・催し.....	23
7. 子ども読書活動推進事業.....	24
8. 市民との協働・連携.....	27
9. 刊行物.....	28
10. 予算・決算.....	30
11. 組織図・職員配置.....	32
12. 職員研修.....	33

13. 施設の概要	34
14. サービス網	36
(1) 図書館・図書施設配置図.....	36
(2) 区別 図書館・図書施設一覧.....	37
(3) 移動図書館駐車場所一覧.....	37
(4) 移動図書館.....	37
15. 堺市立図書館協議会	38
(1) 委員.....	38
(2) 開催記録.....	38
16. 協力団体	39
17. 図書館情報システム	40
(1) 図書館情報システムのあゆみ.....	40
(2) ホームページ利用状況.....	40
18. 図書館のあゆみ	41
19. 関係条例・規則等	44

※表・数値等は別途記載のない限り、令和3年4月1日現在のものです。

1. サービスの基本理念と方針

堺市立図書館は、「図書館法」、「文字・活字文化振興法」、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に定められた基本理念をもとに、市民が文化的でうまいのある生活を営むための情報や資料を提供しています。また、地域の未来の発展に資するため、堺の伝統と文化を受け継ぐ情報資産を蓄積、保存し、次世代に承継するという使命を担っており、地域に関する情報を積極的に収集、提供しています。

図書館は、中央図書館を中枢として6区域館と5分館で構成されており、他に2図書施設、移動図書館、図書館カウンター堺東を加えて図書館情報ネットワークシステムを構築しています。その他、電子書籍提供サービスの実施等、ICTを活用したサービスによる利用者の利便性向上を図っています。

基本理念「ひとを育み、共に学び、未来を創る力を、市民とともに生み出す知の拠点」のもと、3つの基本方針である「育む力」「学ぶ力」「創る力」により、すべてのひとに知る権利を保障し、豊かな暮らしの実現を支援します。

サービスの基本方針

(1) 【育む力】

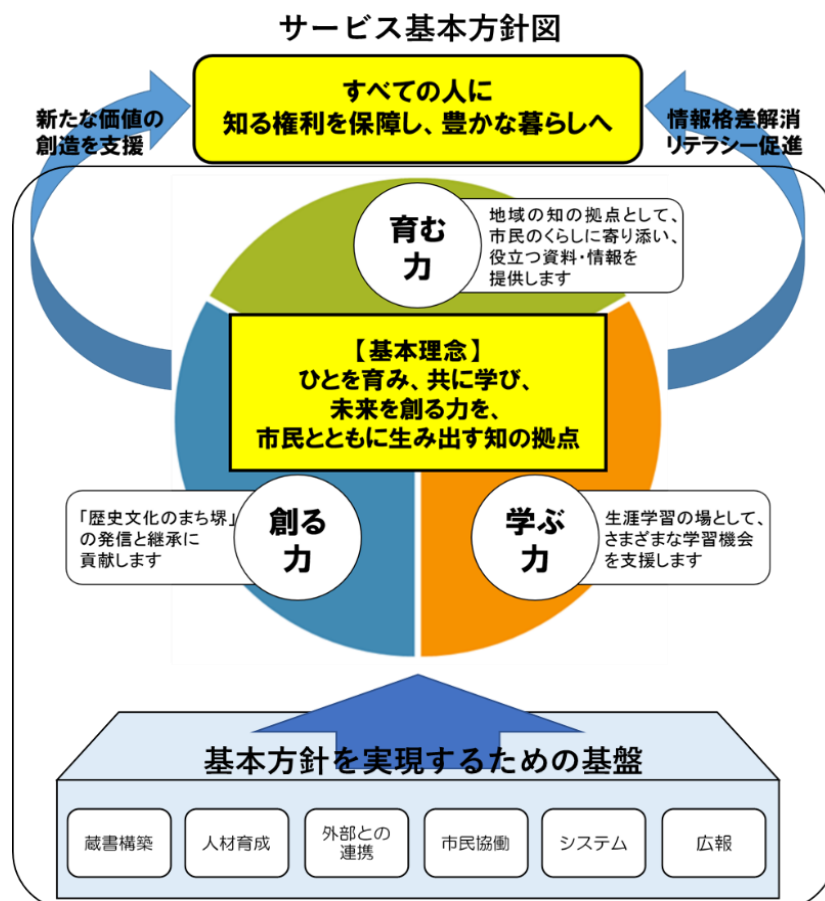
地域の知の拠点として、市民の暮らしに寄り添い、役立つ資料・情報を提供します

(2) 【学ぶ力】

生涯学習の場として、さまざまな学習機会を支援します

(3) 【創る力】

「歴史文化のまち堺」の発信と継承に貢献します



2. 新型コロナウイルス感染症への対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症関連対応経過(令和2年2月～令和3年3月)

太字・・・堺市立図書館の動き

日付	国などの動き	本市の動き
令和2年 2月 18日	大阪府の対策本部会議において、イベント等の中止についての方針を発表	
2月 20日		第2回堺市新型コロナウイルス対策本部会議開催
2月 21日		市の決定を受け、図書館主催イベントの中止または延期を決定(～3月20日)
2月 27日	安倍首相(当時)が、新型コロナウイルス感染症対策本部で、全国の小、中、高、特別支援学校を、3月2日から春休みに入るまで臨時休校するよう要請	第3回堺市新型コロナウイルス対策本部会議開催 市立学校園臨時休業措置決定(2月29日～3月13日)
2月 28日	大阪府の対策本部会議において、不特定多数が集まる屋内の府有施設の休館を決定し、市町村にも同様の対応を要請	
3月 2日		市の決定を受け、市立図書館・図書施設の臨時休館・休室開始(～3月20日)
3月 9日		市立学校園臨時休業措置期間の延長を決定(～3月24日)
3月 19日	国の専門家会議において、大阪府、兵庫県の全域において、感染の急激な増加が既に始まっていることがうかがえるとの見解が示される	
3月 20日	大阪府の対策本部会議において、現在休館している府有施設は4月3日まで継続することを決定	市主催のイベント自粛や施設の臨時休館などの措置を、当面の間、延長することを決定
3月 24日		市の決定を受け、市立図書館・図書施設の臨時休館・休室を延長(～4月3日)
4月 2日	大阪府の対策本部会議において、府有施設等の休館を5月6日まで延長し、市町村にも同様の対応を要請	
4月 3日		第7回堺市新型コロナウイルス対策本部会議開催 市主催のイベント自粛や施設の臨時休館、市立学校園の臨時休業措置を延長することを決定(～5月6日) 市の決定を受け、市立図書館・図書施設の臨時休館・休室を延長(～5月6日)
4月 7日	政府が7都府県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出	市立図書館の電子図書館臨時利用者 ID 発行(電子メールによる申込)を実施(発行は5月31日まで、利用は7月31日まで)

日付	国などの動き	本市の動き
4月 16日	政府が緊急事態宣言を全国に拡大	
4月 28日		市立学校園の臨時休業措置期間の延長を決定(～5月6日) 市立図書館ホームページでデジタル郷土資料展「デジタルアーカイブでむかしの堺に思いを馳せる」公開
5月 1日		堺ライオンズクラブからの電子書籍(251点)の寄贈を受け、電子図書館に「堺ライオンズクラブコレクション」を開設
5月 4日	政府が、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を、5月31日まで延長	
5月 5日	大阪府が対策本部会議にて、5月7日から31日まで、これまでの実施内容を継続すると決定	第11回堺市新型コロナウイルス対策本部会議開催 市主催のイベント自粛や、施設の臨時休館、市立学校園の臨時休業措置期間の延長を決定(～5月31日) 市の決定を受け、市立図書館・図書施設の臨時休館・休室を延長(～5月31日)、主催イベントの中止継続を決定(～6月30日)
5月 13日		分散登校日の実施を決定(市立小学校・中学校・高等学校において、5月18日～22日に1回、25日～29日に1回の登校)
5月 14日	大阪府が、府独自基準を達成し、自粛緩和を発表 政府が、39県の緊急事態宣言を解除(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県は継続)	
5月 15日		第12回堺市新型コロナウイルス対策本部会議開催
5月 17日		市の決定を受け、各市立図書館・図書施設に臨時窓口を設置し、事前に来館日時を調整したうえでの予約資料の貸出を開始
5月 21日	政府が、大阪府、京都府、兵庫県に対する緊急事態宣言を解除 大阪府が対策本部会議において、5月23日から博物館や図書館等の施設は各種業務別の対策ガイドラインへの対応が整い次第、順次開館することを決定	
5月 22日		第13回堺市新型コロナウイルス対策本部会議開催 市施設について、準備が整い次第、順次再開することを決定 また、6月1日から感染防止策を講じたうえで、市立学校園の段階的再開を決定

日付	国などの動き	本市の動き
5月 25日	政府が、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県に継続していた緊急事態宣言を解除	
5月 26日		閲覧席の利用制限や開館時間の短縮など一部サービスを制限したうえで開館 大阪コロナ追跡システム導入
6月 1日		感染防止策を実施したうえで、市立学校園再開(幼稚園・小学校・中学校・支援学校・高等学校について、6月12日までをスタートアップ期間として分散登校・短縮授業を実施[支援学校は6月19日まで短縮授業])
6月 2日		開館時間を通常通りにし、書庫資料の利用などを再開 青少年センター図書室が開室し、一部サービスを再開
6月 15日		市立学校園(幼稚園・小学校・中学校・高等学校)本格再開(通常授業・全員登校)
6月 16日		館内滞在時間30分を目安に、閲覧席の利用や新聞・雑誌最新号の利用などを再開
6月 22日		市立支援学校本格再開(通常授業・全員登校)
7月 1日		館内滞在時間の目安を1時間に拡大
12月 4日	大阪モデルがレッドステージ(非常事態)に移行	
令和3年 1月 7日	政府が、首都圏1都3県に緊急事態宣言を発出	
1月 12日	大阪府が、緊急事態宣言が府に発出された場合、施設の開館時間を20時までに短縮要請することを決定	
1月 13日	政府が、大阪府を含む7府県に緊急事態宣言を発出	第19回堺市新型コロナウイルス対策本部会議開催
1月 14日		市の決定を受け、緊急事態宣言中における主催イベントの中止または延長を決定 緊急事態宣言中の南図書館ホール受付終了時間を21時から20時に繰り上げることを決定
1月 15日		緊急事態宣言中の電子図書館臨時利用者 ID を発行(発行は2月28日まで、利用は4月30日まで)
1月 29日		図書郵送サービスモデル実施事業を開始
2月 8日	政府が大阪府を含む10都府県への緊急事態宣言を延長(～3月7日)	
3月 1日	政府が大阪府を含む6都府県への緊急事態宣言を解除	
3月 8日	政府が首都圏1都3県への緊急事態宣言を延長(～3月21日)	
3月 21日	政府が首都圏1都3県への緊急事態宣言を解除	

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止のため、堺市立図書館は令和2年3月2日から5月25日まで臨時休館し、閲覧をはじめとした来館型サービスを一時休止しました。

また、5月26日以降は段階的にサービスを再開しましたが、利用者には短時間での滞在と利用をお願いしています。

市立図書館主催の行事は、施設環境など各館の事情に応じて、感染防止対策を徹底したうえで9月から徐々に再開していきましたが、市内の感染状況の拡大により、中止または延期となることもありました。

堺市立図書館協議会については、11月に堺市立図書館協議会規則の一部改正を行い、オンラインによる開催を可能にしました。

(3) 臨時休館およびサービス制限中に行ったサービス(令和2年3月2日～5月31日)

- 電話、インターネットからのレファレンス対応(電話 192 件、Eレファレンス 139 件)
(参考:令和元年3月～5月 Eレファレンス 5 件)
- Twitter による電子書籍の紹介(投稿件数:79 件)
- 電子書籍臨時利用者 ID を電子メールでの申込みにより発行(4月8日からの発行者数:722 人)
- 堺ライオンズクラブからの児童向け電子書籍の寄贈・公開(5月1日～)(寄贈点数:251 点)
- 電子図書館の利用状況

		3月	4月	5月	合計
電子書籍 貸出点数(点)	令和元年	1,053	924	963	2,940
	令和2年	2,781	5,332	6,267	14,380
	前年比	264%	577%	651%	489%
電子図書館 ログイン数(件)	令和元年	2,435	2,091	2,236	6,762
	令和2年	4,433	10,001	12,929	27,363
	前年比	182%	478%	578%	405%

- 図書館ホームページにてデジタル郷土資料展の公開(4月28日からのアクセス数:38,377 回)
- 事前に来館日時を調整した上での予約資料貸出の臨時窓口の設置(5月17日～24日)
(貸出者数:8,568 人、貸出点数:35,311 点)
- 学校配送を利用した学校園への団体貸出(4月・5月貸出配送点数:7,437 点)

(4) 来館サービスにおける感染防止対策

- 窓口・閲覧席などの飛沫防止カーテンやパーティションの設置
- 消毒液の設置
- マスク着用を呼び掛けるポスターの掲示
- 館内放送による啓発
- カウンターをはじめ、利用者が手を触れる箇所の定期的な消毒
- 返却資料を1日仮置きしてから書架に戻す(利用者へ提供する)
- 大阪コロナ追跡システムの導入
- カウンター受付待ち列の床サイン表示

- 啓発チラシ「感染拡大のリスクを下げるために」(堺市立図書館作成)を貸出時に配布
- 職員のマスク着用、カウンター業務前後の手洗いの徹底
- 閲覧席数の削減

(5) イベントにおける感染防止対策

⇒施設環境など各館の事情に応じた対策を実施

- 会場の変更・換気の徹底
- 開催時間の短縮
- 参加人数の制限(会場収容人数の50%)
- 参加者の連絡先取得(一定期間保管した後、廃棄)
- ソーシャルディスタンスの確保
- 体温測定の実施
- 手指の消毒
- 動画配信による講座の実施
 - ・ 郷土資料展記念講演会
 - ・ ボランティアステップアップ講座
- 形式を変えて行事を実施
 - ・ 図書館児童書セット(絵本パック等)の貸出(件数:512件)
 - ・ 図書館紙上おはなし会(リストの配布:6回)
 - ・ 「おうちでおはなしを楽しもう!」ブックフェア(土・日限定)(実施回数:25回)

(6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止したもの

- 子どもの読書推進リーダーの養成
- ボランティア養成講座
- 図書館まつり
- 体験学習
- 学校園・保育所(園)との連絡会
- インターンシップ・図書館実習の受入れ
- 市民主催事業

3. 令和2年度トピックス —活動報告—

(1) 「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」の策定

堺市立図書館では、今後の社会状況や市民ニーズの多様化に対応するため、これまで築き上げてきた基盤の上に、時代の変化に対応し、図書館ネットワーク全体を視野に入れた新たなサービスのあり方についての大きな方向性を定めることを目的に、「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」を、令和2年7月に策定いたしました。

策定にあたり、これまで中央図書館基本構想基礎調査や、市民・専門家・図書館有識者へのヒアリング、そしてパブリックコメント等を実施し、さまざまな意見をいただきました。

また、パブリックコメント実施時期の前後に国内では新型コロナウイルス感染症が拡大し、堺市立図書館においても令和2年3月2日から5月25日まで臨時休館し、来館型サービスを休止しました。パブリックコメントにおいても臨時休館中の図書館サービスについてご意見をいただきました。そのご意見を踏まえ、感染症対策にとどまらず、様々な社会や環境の変化に対応する図書館をめざす内容に修正しました。

今後は中央図書館を核として、現行サービスの拡充、重点項目への取組みなど、図書館ネットワークを活用したサービスの向上に取り組んでいきます。

(2) 電子図書館専用の臨時利用者IDを発行

・新型コロナウイルス感染防止対策により臨時休館していた間、メール申込みによる期間限定の電子図書館用臨時IDを発行し、利用者登録をしていない方でもすぐに電子書籍を利用できるサービスを実施しました。休館の影響もあり、5月と6月は前年度同月比でおよそ6倍近い利用があり、年間で比較しても、電子書籍の貸出者数は約2倍に増加しました。

(3) 堺図書館サポーター倶楽部創立20周年記念事業を実施

堺図書館サポーター倶楽部は、図書館の書架整理や本の修理、寄贈図書の装備、各種図書館行事へのサポートなど多岐にわたり図書館運営及びその発展に寄与され、平成12年の発足から昨年7月で創立20周年を迎えました。長年に渡るその活動への感謝の意を表し、当倶楽部の更なる活躍を願って、記念講演会の開催及び感謝状贈呈を行ないました。また、一般市民の皆様には堺図書館サポーター倶楽部の活動を知っていただくためにサポーター倶楽部創立20周年記念パネル展示を行ないました。

(4) 大阪狭山市との相互利用協定を締結

・相互の住民の生涯学習の場を拡大し、教育の向上及び文化の発展に寄与することを目的として、堺市と大阪狭山市の2市間において令和2年10月1日に相互利用に関する協定書を締結し、令和2年11月1日から相互利用サービスを開始しました。

貸出資料の冊数・期間は、それぞれの市の規定(堺市:15点2週間、大阪狭山市:10点2週間)に従うこととなり、資料の予約や他館からの取り寄せ、電子書籍の利用はできませんが、これにより両市に在住する市民は、他方の図書館で資料を借りることができるようになりました。

(5) 図書郵送サービスモデル実施事業(送料利用者負担)を開始

・令和3年1月29日から非来館型サービスの取組みとして、自宅等へ図書館資料を郵送する図書郵送サービスモデル実施事業(送料利用者負担)を開始しました。今後は本格実施に向けた事業内容の分析・検討を行っていきます。

(6) 各区の図書館活動

堺区の図書館活動

- 市街地の新しいサービス拠点として、堺東駅前にサテライト型の図書サービスコーナー「図書館カウンター堺東」を整備しました。
- おはなし会等に代わる取組みとして「おうちでおはなしを楽しもう」と題したミニブックフェアや、未知の本に触れるワクワク感を提供できるイベント「図書館海賊からの挑戦」「ほんのくじびき」を実施しました。また、クリスマスの時期には、1日1冊のクリスマス絵本を Twitter や子育て応援アプリに掲載するなど、情報発信に努めました。
- 郷土資料展「浜寺物語」および記念講演会「浜寺物語 阪神間モダニズムと阪堺文化」(11月29日、講師:橋爪紳也氏)を実施しました。郷土資料展への来場者は519人、講演会は感染拡大防止のため、定員を制限するなどの措置を行い、参加希望者全員に後日オンラインで視聴できる仕組みを構築しました。



図書館カウンター堺東(ジョルノ2階)



図書館海賊からの挑戦(子ども室)



郷土資料展記念講演会

中区の図書館活動

- 「親子いっしょに えほんひろば」に子育てひろば3か所から申し込みがあり、職員が出向いて絵本の読み聞かせを行いました。図書館を利用したことがない方へも、乳幼児期からの親子での絵本の楽しみ方などの啓発を行うことができました。
- 外部との連携は、昨年度に続き中保健センターと協力して健康ミニブックフェア(年9回)を行い、ブックリストを作成・配布しHPへも掲載しました。また、中基幹型包括支援センターとは認知症ブックフェアとパネル展示(9月)・介護予防のパネル展示(10月)を行いました。併設の「平和と人権資料館」の企画展に合わせて関連資料の展示とパネルを展示(11月・12月)し、相互の事業PRに貢献しました。



うきうきルーム(子育てひろば)



介護予防パネル展示



保健センターブックフェア



平和と人権資料館展示

東区の図書館活動

- ビジネス書コーナーの新刊コーナー、ブックフェアコーナー、ティーンズコーナーのレイアウト変更と拡張を行いました。また、10月よりHPで「ビジネス書コーナー 新着資料一覧」の公開を始めました(月初めに更新)。
- 登美丘高校との連携によるPOPを利用した展示は今年度も継続し12月に入替を実施、新たに登美丘高校図書委員会発行「とみかぜ」(年3回)の掲示と関連資料の展示を始めました。
- 初芝分館で地域資料コーナーの整備を行いました。
- 感染拡大防止のため使用していない閲覧スペースを利用して、「年末年始はおうちで読書」企画の一つとして「今こそ名著・大作にチャレンジ」と題し、200冊程度を展示しました。
- 「おうちで赤ちゃん絵本の会」と題し、絵本をセットにして貸し出すサービスを始めました。各回12セットを準備して、バッグは不織布バッグを30枚(3色)用意し、動物のイラストを貼りました。バッグは本とあわせて返却いただき、イラストを貼りかえて再利用しています。



ビジネス書コーナー



ティーンズコーナー



お家で読書ブックフェア



赤ちゃん絵本を5冊セットして貸出しました

西区の図書館活動

- 大阪府看護協会と共催で健康相談事業「まちの保健室」を9月から月に1回実施しました。
- 「セカンドステージ応援コーナー」を設置し、医療・福祉関係機関と連携して資料を充実させてきた取組みについて、全国図書館大会和歌山大会の場で報告しました。
- 小学校への認知症学習で地域包括支援センターに資料提供を行い、図書館で福泉小学校3年生による学習成果の展示を行いました。
- 大阪大学の松原茂樹氏の協力を得てオンラインツールによるキャプション評価を行いました。建築や公衆衛生の専門家による提案を受けて、椅子や展示棚の配置見直し、カウンターの感染予防、接触回避での情報提供（QRコード、オンライン誘導）など、感染防止の観点を中心とした新しい生活様式に対応した環境改善を行いました。

＊ **キャプション評価（環境評価手法）** 施設を利用する人がそれぞれ気になる場所や物を写真に撮り、それらにキャプション（説明）を付けることにより、その場所（施設）の評価をする。参加・行動型の調査方法



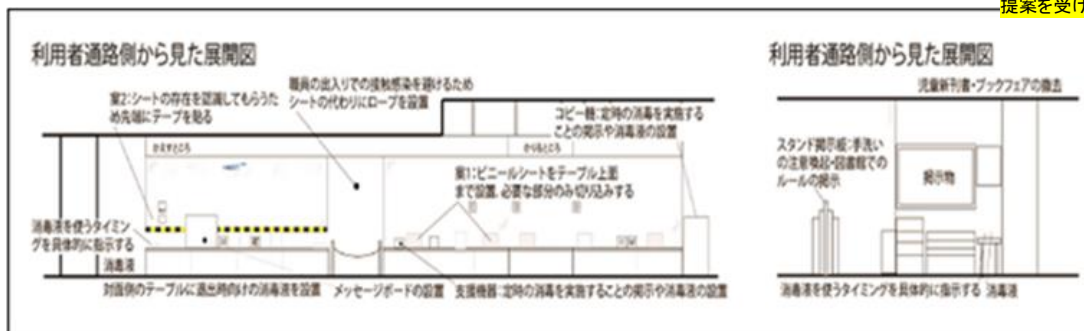
まちの保健室



学習成果の展示



提案を受けて改善したカウンター状況



南区の図書館活動

- 5月17日からの予約資料貸出について、ドライブスルー方式を取り入れ実施しました。利用者が車に乗ったまま他の利用者と接触することなく受け渡しできるため、利便性向上と感染リスク低減の効果がありません。
- 9月5日より、ボランティア団体の協力のもと感染防止対策を徹底し、分館を含めておはなし会を再開しました。
- 11月15日にはおたのしみフェアとして、本市在住の画家・絵本作家 H@L さんの原画展・ワークショップ、堺歴史文化市民講座（大阪ほんま本大賞受賞作家・山本巧次さん講演）等を実施しました。
- 3月27日に区域まちづくり事業として競技かるた元名人位の岸田諭さんをお招きし、「百人一首『競技かるた』ちはやふるの世界」講演＆体験会を実施しました。当日は鳳高等学校競技かるた部にデモンストレーションや体験サポートの協力をいただきました。
- 市の施策である多文化共生に資する取組みを強化するため、日本語を学ぶために役立つ資料（『にほんご多読ボックス』など）を約290点収集しました。収集した資料等をもとに日本語学習教材リストを作成し、国際交流プラザ等への情報提供を実施しました。



山本巧次さん講演会
「阪堺電車 177 号の追憶」



「百人一首『競技かるた』ちはやふるの世界」
講演＆体験会



日本語学習教材の一部

北区の図書館活動

- 堺市立図書館として初めてリモート形式によるボランティアステップアップ講座を実施し、48人が受講しました。新型コロナウイルス感染症の影響で外出をためらう人が多いなか、ICTを活用した新たな取り組みとなりました。
- 北保健センターと連携し、9月に「生活習慣病を知って予防しよう」のミニブックフェア、11月に「考えよう、食べること(食育・歯)」、2月に「子どもも一緒に見直そう!生活リズム」のブックフェアを実施し、本の展示だけでなくチラシやブックリストで啓発しました。また包括支援センターとの連携では、8月に「認知症について知ろう」、10月に「認知症について」のミニブックフェアを実施しました。
- 学校園へ8,034冊の団体貸出を行い、子どもたちの読書習慣の向上に努めました。そのうち読書用のセット本貸出は34セット(1,360冊)で、長期間、学校内で子どもたちに利用してもらえました。



ボランティアステップアップ講座
絵本の「絵」をよむ～絵とことば
から考える絵本～



ミニブックフェア

美原区の図書館活動

- 平成12年に旧美原町立図書館が開館し、今年は創立20年に当たりますが、例年11月に開催の区民まつり、図書館まつりが中止となる中、感染症対策を徹底し創立20周年記念事業として本のリサイクルフェアなどのイベントを開催しました。
- 美原図書館にて毎年実施の『美原図書館ティーンズPOP ふえすていばる』の作品応募、優秀作品の投票において、今年度は従前の来館による作品応募、優秀作品の投票に加え、Web上での作品募集、投票を始めました。農芸高校の生徒の皆さんから多数の応募をいただき、大変盛り上がりました。
- 児童サービスにおいて、『美原をしらべよう』シリーズとして12月に『黒姫山古墳のひみつ』を、また2月には『河内鑄物師のひみつ』を作成し、館内にリーフレットを配架しました。また、図書館ホームページにも掲載予定です。



感染症対策を徹底して実施した
本のリサイクルフェア



POP ふえすていばる作品展示



ボランティアグループの活動を
パネルで展示



リーフレットと同一内容を図書館ホーム
ページにも掲載予定

~MEMO~

4. 図書館資料統計

(1) 資料の所蔵

令和2年度蔵書統計 (点)

項目名	館名	総計	中央図書館				堺市駅前分館	中図書館	東百舌鳥分館	
			計	一般閲覧室	こども室	電子書籍				
受 入 資 料	総数	51,978	9,927	7,033	2,044	850	2,631	4,533	1,886	
	購 入	一般書	29,718	5,554	4,704	0	850	1,384	2,740	1,047
		(内地域資料)	(613)	(313)	(313)	(0)	(0)	(0)	(75)	(0)
	入	児童書	14,302	1,884	0	1,884	0	744	1,299	670
		視聴覚資料	315	115	115	0		5	9	0
	資	(内地域資料)	(38)	(20)	(20)	(0)		(0)	(3)	(0)
		料	寄贈・賠償等	7,479	2,257	2,097	160		497	479
	(内地域資料)		(2,316)	(1,289)	(1,289)	(0)		(0)	(152)	(0)
	視聴覚資料		164	117	117	0		1	6	0
	(内地域資料)		(130)	(105)	(105)	(0)		(0)	(6)	(0)

払 出 資 料	総数	55,155	8,505	4,041	4,306	158	1,425	7,148	2,699	
	除 籍	図書	55,049	8,449	4,027	4,264	158	1,423	7,148	2,699
		視聴覚資料	106	56	14	42		2	0	0

令 和 2 年 度 末 ・ 所 蔵 資 料	総数	1,952,545	581,620	431,032	140,414	10,174	57,796	159,930	40,456	
	一 般 書	一般書	1,395,730	435,755	425,573	8	10,174	36,363	115,554	25,328
		(内地域資料)	(109,257)	(76,162)	(76,162)	(0)	(0)	(0)	(5,369)	(0)
	児 童 書	537,195	140,361	0	140,361	0	20,922	43,842	15,126	
	視 聴 覚 資 料	視聴覚資料	19,620	5,504	5,459	45		511	534	2
		(内地域資料)	(3,165)	(2,402)	(2,402)	(0)		(0)	(104)	(0)

電算未登録の和漢書4,098点は中央図書館一般閲覧室の一般書に含む。
ふるさと納税による購入分は別表に記載(※1)

令和2年度新聞・雑誌タイトル数

項目名	館名	総計	中央図書館				堺市駅前分館	中図書館	東百舌鳥分館
			計	一般閲覧室	こども室	電子書籍			
購 入	新聞	102	12	10	2		6	8	6
	雑誌	657	76	64	12		37	51	25
寄 贈	新聞	75	28	9	19		4	5	0
	雑誌	677	232	84	148		37	36	1

一般資料の分担収集・特色ある資料

地域の情報拠点として蔵書構成を拡充し、市民の課題解決を支援するため、各館の特色を踏まえ、主題別に分担して、専門的職員による一般資料の効果的な収集を行っている。

館名	分担分野	特色ある資料
中央	情報科学 法律 政治・経済 文学	地域資料コーナー・さかい地域産業コーナー
中	教育 技術・工業 環境問題 言語	教育情報コーナー
東	歴史・地理 地誌 紀行	ビジネス書コーナー
西	自然科学 医学・薬学 家政学 生活科学	健康情報コーナー・セカンドステージ応援コーナー
南	芸術 スポーツ 娯楽 音楽	多文化資料情報コーナー
北	哲学・心理学 宗教 産業 運輸・交通 財政・国防	子育て支援情報コーナー
美原	園芸 畜産	ティーンズエリア

(令和3年3月31日現在)

東図書館	初芝分館	西図書館	南図書館	桐分館	美木多分館	北図書館	美原図書館	合計	人権ふれあいセンター 船松人権歴史館 人権資料・図書室	青少年センター図書室
4,990	1,721	4,389	5,261	1,912	1,817	5,619	5,260	49,946	939	1,093
3,188	1,135	2,459	3,317	1,005	1,037	2,955	2,882	28,703	519	496
(77)	(0)	(9)	(110)	(0)	(0)	(14)	(15)	(613)	(0)	(0)
1,274	493	1,469	1,362	578	562	1,717	1,660	13,712	379	211
21	0	19	7	0	0	30	105	311	4	0
(3)	(0)	(3)	(3)	(0)	(0)	(3)	(3)	(38)	(0)	(0)
501	93	440	568	329	218	913	592	7,056	37	386
(178)	(0)	(158)	(189)	(0)	(0)	(195)	(155)	(2,316)	(0)	(0)
6	0	2	7	0	0	4	21	164	0	0
(6)	(0)	(2)	(6)	(0)	(0)	(3)	(2)	(130)	(0)	(0)

(点)

917	742	3,288	6,554	1,472	1,328	9,015	7,939	51,032	1,144	2,979
911	741	3,273	6,550	1,472	1,328	9,006	7,932	50,932	1,138	2,979
6	1	15	4	0	0	9	7	100	6	0

(点)

223,215	27,061	167,020	215,721	29,018	28,687	168,499	197,443	1,896,466	36,708	19,371
172,880	15,361	116,492	157,233	16,470	16,528	119,571	130,856	1,358,391	25,003	12,336
(5,461)	(0)	(5,276)	(7,285)	(0)	(0)	(5,598)	(4,106)	(109,257)	(0)	(0)
49,766	11,699	50,102	57,754	12,544	12,157	48,206	56,127	518,606	11,556	7,033
569	1	426	734	4	2	722	10,460	19,469	149	2
(112)	(0)	(73)	(278)	(0)	(0)	(113)	(83)	(3,165)	(0)	(0)

(点)

東図書館	初芝分館	西図書館	南図書館	桐分館	美木多分館	北図書館	美原図書館	合計	人権ふれあいセンター 船松人権歴史館 人権資料・図書室	青少年センター図書室
8	6	8	8	6	6	8	11	93	7	2
61	25	56	67	23	28	54	111	614	19	24
6	2	5	10	2	2	5	4	73	0	2
47	19	40	52	6	3	95	108	676	0	1

(点)

図書館児童資料充実事業 (ふるさと納税)購入資料 ※1
121

(2) 地域資料

行政資料をはじめ堺についての歴史的・文化的資料の収集・保存・提供及び調査相談を行っています。特に歴史的・文化的な資料は、将来的にも貴重な資料となるため、資料の状態を損なうことなく永年保存するために様々な工夫を行っています。また、地域資料をデジタル化し、図書館 HP を通じて全国に情報発信しています。

<主な資料>

- ・「堺市史史料」等の稿本（「堺市史」編纂の時に収集した史料の筆写本）
- ・絵図（江戸時代のもの。大正時代に筆写したものが多い）
- ・和本（「堺鑑」、「和泉名所図会」など）
- ・初版本（与謝野晶子「みだれ髪」など）
- ・引札（明治時代の商店のちらし広告）
- ・本市にゆかりのある人物の関連資料群（行基／千利休／村上浪六／河口慧海／阪田三吉／河井醉茗／曾我廼家五郎／与謝野晶子／食満南北／安西冬衛など）

※HP から発信しているデジタルコンテンツ

- ・地域資料デジタルアーカイブ（引札、絵はがき、絵図等 1,172 点）／デジタル「堺市史」／Web 版「堺大観」写真集／電子書籍（堺の地域文化資料 54 点）

(3) 文庫（個人コレクション）

特色ある個人の寄贈資料を文庫として受入れ、市民の利用に供しています。

文庫名 (開設年)	旧所蔵者	所蔵点数 (概数)	特 色
安西文庫 (昭和50年)	安西冬衛 「てふてふが一匹韃靼海峡を渡 つて行つた。」で有名な詩人	2,600点	わが国の短詩運動のさきがけとなった同人誌「亞」をはじめ、氏の愛読書・投稿の同人誌など、戦後詩史の研究に役立つ資料。
上林文庫 (昭和50年)	上林貞治郎 元大阪市立大学教授、経済学者	4,200点	経済・経営関係資料を中心に、ドイツ社会主義の研究書、日本労働運動、政治問題等。
後藤文庫 (昭和58年)	後藤清 元和歌山大学学長、法律学者 労働省の関係委員、堺市の公平 委員会委員を歴任	1,000点	最高裁判所・高等裁判所の判例集、法律関係の雑誌、及び新聞記事の切り抜き90余点。
仲西文庫 (平成5年)	仲西政一郎 元近畿山岳愛好会会長で堺体 育協会登山部の発展に貢献	5,200点	山岳関係を中心に、地理・民俗から動植物にわたる資料。
久野文庫 (平成11年)	久野雄一郎 元榎原考古学研究所 指導研究員	15,000点	航空関係資料を中心に、戦争関係、宗教・哲学・音楽・文学等、幅広いジャンルにわたる資料が雑誌・写真・絵はがき等の種々の形態で収集されている。洋書も多く含まれている。
田中文庫 (平成20年)	田中和夫 元堺市長 (昭和59年～平成元年在職)	2,700点	主に文芸書で、国内・国外の現代小説（昭和50年代後半から平成元年まで）が中心。
中井コレク ション (平成22年)	中井清治 堺市出身、元府議会議員	470点	愛書家として収集した資料の中から、装丁に趣向を凝らした希少資料や豆本などをコレクションとする。
角山文庫 (平成27年)	角山榮 元堺市教育委員会特別顧問、元 教育委員、元堺市博物館長	3,600点	角山榮氏の著作、イギリス経済史、食文化、お茶・時計などの生活史などに関わる資料。

(4) 貴重資料の利用

地域資料として、江戸時代の資料や堺ゆかりの人の著作初版本など、貴重な資料を収集・保存しています。

令和2年度 堺市立図書館所蔵貴重資料等利用の記録

	資料名	利用目的
1	「堺御台場之図」	『ヒストリア』220号へ掲載するためのデータ提供
2	「仁徳陵拝所」(堺大観写真編)	『造園修景』142号へ掲載するためのデータ提供
3	「堺市学事三十年史稿」	船松人権歴史館企画展「文字を習っておもしがとれた」に関する調査・研究のための貸出
4	「文久改正堺大絵図」	シマノ100周年記念誌に掲載するためのデータ提供
5	「大仙陵絵図」	読売新聞に百舌鳥・古市古墳群を紹介する記事を掲載するためのデータ提供
6	「新川口燈籠堂之図」	MBS「林先生の初耳学」で昔の灯台の様子を説明する際に使用するためのデータ提供
7	「大和川堤上より住吉遠望」(堺大観写真編)ほか	「住吉公園歴史探訪」第8号へ掲載するためのデータ提供
8	「大浜公園 水族館絵葉書」ほか	関西テレビ「報道ランナー」内の今昔さんぽコーナーで使用するためのデータ提供
9	「泉州堺打物見世之図」(大日本物産図会)	毎日放送「ミント！」内の村瀬先生の街goo!で刃物の街「堺」を紹介する際に使用するためのデータ提供
10	「みすやはり本舗」(住吉・堺名所并二豪商案内記)	テレビ大阪「おでかけ発見パラエティ かがくdeムチャミタス！」内で使用するためのデータ提供
11	「大浜朝湯及び家族湯」(最新版 堺名勝絵葉書)ほか	文化財ナビ・南天苑の紹介ページに掲載するためのデータ提供
12	「日本敷島会歌集」ほか	さかい利晶の杜企画展「晶子をはぐくんだ堺の文学」で展示するための貸出
13	「泉州堺湊新地繁栄之図」	BS-TBS「高島礼子が家宝探索！」内で江戸時代の堺港の様子を紹介する際に使用するためのデータ提供
14	「泉州堺打物見世之図」(大日本物産図会)	テレビ大阪「おでかけ発見パラエティ かがくdeムチャミタス！」内で使用するためのデータ提供
15	「大阪毎日浜寺海水浴場」3(絵はがき)ほか	産経新聞の「情報OSAKA」で使用するためのデータ提供
16	「堺大絵図」	『和泉市の近現代』に掲載するためのデータ提供
17	「堺浦海岸砲台築造絵図」ほか	神戸市立博物館特別展「大阪湾の防備と台場」のパネル展示と図録に使用するためのデータ提供
18	「堺水族館図解」	日経新聞の「時を刻む」に掲載するためのデータ提供
19	「堺樽丸商会」(引札)ほか	毎日放送「ちんぷいぷい」内で「堺とお酒」について放送する際に使用するためのデータ提供
20	「和泉国堺浦桜鯛并魚市之図」ほか	「歴史人」2021年3月号に掲載するためのデータ提供
21	「堺銀行」(引札)ほか	アルフォンスミュシャ館企画展「カランドリエ ミュシャと12の月」に展示するための貸出
22	「堺妙国寺十一烈士銘々国傳」	BS11の「春風亭昇太のこだわり歴史断」で使用するためのデータ提供
23	「鳥居合名会社」(引札)	NHK「ニュースほっと関西」で堺と日本酒の歴史を伝える際に使用するためのデータ提供
24	「浜寺公園白砂青松の庭」(堺大観 写真編)ほか	朝日放送「キャスト」内のコーナー「なんでやねん」で使用するためのデータ提供

上記をはじめ、令和2年度の利用合計78件、利用資料366点

5. 図書館利用統計

(1) 利用状況

①登録者、登録団体数

登録者数 332,126人 (一般 302,885人、児童 29,241人) 児童は14歳以下
 登録団体数 806団体 (家庭地域文庫・学校園保育所・公共団体・その他の団体)

②貸出(雑誌・視聴覚資料を含む)

項目名	館名	総計	中央図書館					堺市駅前分館	中図書館	東百舌鳥分館	
			計	一般閲覧室	こども室	移動図書館	Web *2				電子図書館
個人	貸出者数(人)	801,881	112,239	64,317	25,770	8,254	—	13,898	74,058	48,617	26,508
	総数(点)	3,419,422	751,390	209,543	152,640	42,097	316,943	30,167	270,576	217,375	108,556
	一般書(点)	2,125,691	474,749	199,297	8,677	27,020	209,588	30,167	155,975	130,003	58,992
	児童書(点)	1,293,731	276,641	10,246	143,963	15,077	107,355	—	114,601	87,372	49,564
団体	貸出者数(団体)	2,096	451	94	357	0	—	0	21	272	9
	総数(点)	40,409	4,991	1,246	3,745	0	0	0	186	4,761	51
	一般書(点)	2,752	698	656	42	0	0	0	94	54	26
	児童書(点)	37,657	4,293	590	3,703	0	0	—	92	4,707	25
総計	貸出者数(人)	803,978	112,690	64,411	26,127	8,254	—	13,898	74,079	48,889	26,517
	総数(点)	3,459,831	756,381	210,789	156,385	42,097	316,943	30,167	270,762	222,136	108,607
	一般書(点)	2,128,443	475,447	199,953	8,719	27,020	209,588	30,167	156,069	130,057	59,018
	児童書(点)	1,331,388	280,934	10,836	147,666	15,077	107,355	0	114,693	92,079	49,589
開館日数(日) *1		—	—	261	261	220	365	365	261	261	261
1日平均貸出点数(点)		—	—	808	599	191	868	83	1,037	851	416
施設利用者数(人) *3		189,648	131,701	57,947					130,504	102,960	48,577

*1 開館日数のうち、移動図書館は巡回日数を表す。

*2 Webによる貸出期限延長

③予約

項目名	館名	総計	中央図書館					堺市駅前分館	中図書館	東百舌鳥分館	
			計	一般閲覧室	こども室	移動図書館	Web *5				電子書籍
種別内数	処理点数	1,010,991	841,941	17,377	3,762	2,544	809,850	8,408	16,784	10,216	6,041
	業務端末	127,997	17,617	12,326	2,986	2,305			9,253	7,500	4,953
	(内発注中)	(17,103)	(2,830)	(2,619)	(135)	(76)			(1,306)	(848)	(879)
	OPAC *4	877,729	823,195	4,232	705		809,850	8,408	7,151	2,470	896
	(内発注中)	(31,724)	(29,648)	(183)	(14)		(29,451)	(0)	(239)	(91)	(20)
	協力貸出(借受)	5,033	1,013	710	69	234			380	246	182
提供不可	232	116	109	2	5			0	0	10	

*4 利用者自身による予約入力

*5 Webからの入力は中央図書館の計に含む。

④協力貸出(貸出)

館名	点数
中央	4,123
中	324
東	0
西	1,697
南	349
北	402
美原	414
総計	7,309

⑤泉北地域4市1町相互利用

自治体名	登録者数	貸出人数	貸出点数
泉大津市	22	52	254
和泉市	109	1,554	6,859
高石市	43	582	2,361
忠岡町	0	0	0
総計	174	2,188	9,474

⑥大阪狭山市との相互利用

登録者数	貸出人数	貸出点数
270	794	3,646

⑦複写サービス枚数

館名	枚数	館名	枚数	全館合計	37,547
中央	20,058	西	1,842	マイクロフィルム複写	17
堺市駅前	794	南	3,534	総計	37,564
中	2,391	榎	601		
東百舌鳥	177	美木多	746		
東	3,586	北	2,605		
初芝	289	美原	924		

令和2年度

東図書館	初芝分館	西図書館	南図書館	榎分館	美木多分館	北図書館	美原図書館	12館合計	人権ふれあいセンター 船松人権歴史館 人権・資料図書室	青少年センター 図書室
71,467	27,707	64,757	100,175	42,469	41,292	106,342	50,959	766,590	13,646	21,645
247,578	102,596	285,973	365,576	130,802	124,902	450,819	242,959	3,299,102	47,949	72,371
159,926	63,710	166,509	251,062	94,906	88,799	253,294	154,614	2,052,539	31,100	42,052
87,652	38,886	119,464	114,514	35,896	36,103	197,525	88,345	1,246,563	16,849	30,319
189	0	136	306	25	8	384	295	2,096	0	0
6,050	0	3,404	7,505	66	29	9,709	3,657	40,409	0	0
206	0	664	420	0	0	281	309	2,752	0	0
5,844	0	2,740	7,085	66	29	9,428	3,348	37,657	0	0
71,656	27,707	64,893	100,481	42,494	41,300	106,726	51,254	768,686	13,646	21,646
253,628	102,596	289,377	373,081	130,868	124,931	460,528	246,616	3,339,511	47,949	72,371
160,132	63,710	167,173	251,482	94,906	88,799	253,575	154,923	2,055,291	31,100	42,052
93,496	38,886	122,204	121,599	35,962	36,132	206,953	91,693	1,284,220	16,849	30,319
261	261	255	261	260	261	260	261		262	259
972	393	1,135	1,429	503	479	1,771	945		183	279
136,383	61,118	109,384	177,164	85,537	73,120	180,268	88,094	1,382,757		

*3 施設利用者数は計測装置による通過数(往復で1)

(件)

東図書館	初芝分館	西図書館	南図書館	榎分館	美木多分館	北図書館	美原図書館	12館合計	人権ふれあいセンター 船松人権歴史館 人権・資料図書室	青少年センター 図書室
17,672	7,563	15,534	27,185	13,036	9,721	24,722	11,305	1,001,720	5,102	4,169
11,118	6,174	10,176	16,298	9,389	7,960	11,921	7,552	119,911	4,391	3,695
(1,544)	(559)	(1,186)	(2,092)	(1,179)	(1,490)	(1,926)	(717)	(16,556)	(232)	(315)
6,131	1,241	4,905	10,167	3,282	1,280	12,347	3,576	876,641	614	474
(225)	(22)	(191)	(394)	(86)	(44)	(406)	(271)	(36,105)	(70)	(17)
419	131	449	711	334	458	454	170	4,947	86	0
4	17	4	9	31	23	0	7	221	11	0

⑦レファレンスサービス

館名	件数	館名	件数
中央 一般資料	15,858	西	3,211
児童資料	6,028	南	7,094
堺市駅前	2,116	榎	4,600
中	2,779	美木多	1,915
東百舌鳥	1,291	北	5,143
東	4,252	美原	5,068
初芝	2,039	小計	61,394
		人権ふれあいセンター 船松人権歴史館 人権資料・図書室	0
		青少年センター図書室	1,833
		総計	63,227

⑧レファレンス事例 HP公開件数

館名	件数
中央	45
中	18
東	9
西	5
南	13
北	21
美原	10
総計	121

(2) 利用率等の推移

利用率等の推移

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度
① (対前年度伸率) 人口(年度末時点)	% 人	△ 0.2 838,683	△ 0.1 837,821	△ 0.3 835,467
② (対前年度伸率) 登録者(年度末時点)	% 人	3.6 380,017	3.4 392,925	△ 26.7 288,134
③ (対前年度伸率) 貸出点数(団体貸出含む)	% 点	△ 2.3 4,712,886	△ 1.0 4,667,224	△ 1.9 4,579,084
④ 職員数 *1	人	82	78	77
⑤ 蔵書数 *2	点	1,956,088	1,933,484	1,946,498
⑥ (対前年度伸率) 図書館費(決算)	% 円	12.2 379,843,149	49.1 566,381,675	△ 37.0 356,951,535
⑦ (対前年度伸率) 資料費(決算) *3	% 円	0.3 95,808,204	0.1 95,943,618	1.1 97,004,687
⑧ (対前年度伸率) 図書費(決算) *4	% 円	0.0 83,399,523	△ 0.0 83,399,520	1.2 84,399,992
⑨ (平均単価⑧÷⑨) 年間購入点数	円 点	1,546 53,960	1,634 51,025	1,634 51,645
⑩ 登録率 (②÷①×100)	%	45.3	46.9	34.5
⑪ 登録者1人あたりの貸出点数 (③÷②)	点	12.4	11.9	15.9
⑫ 市民1人あたりの貸出点数 (③÷①)	点	5.6	5.6	5.5
⑬ 職員1人あたりの貸出点数 (③÷④)	点	57,474	59,836	59,469
⑭ 市民1人あたりの図書館費 (⑥÷①)	円	453	676	427
⑮ 市民1人あたりの資料費 (⑦÷①)	円	114	115	116
⑯ 市民1人あたりの図書費 (⑧÷①)	円	99	100	101
⑰ 市民1人あたりの蔵書点数 (⑤÷①)	点	2.3	2.3	2.3
⑱ 教育費	円	26,050,564,644	28,554,760,046	27,674,071,276
備考				

*1 任期付短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員を含む。

*2 電算登録されていない和漢書を含む。

*3 図書館費の内資料費(再掲) 資料費は図書費と新聞・雑誌・追録等の資料購入経費の合計。

*4 図書館費の内図書費(再掲) 図書費には視聴覚資料・マイクロフィルム・電子書籍購入分を含む。

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
△ 0.4 831,858	△ 0.3 829,088	△ 0.3 826,481	△ 0.0 824,017
4.5 301,088	4.2 *5 313,662	3.5 324,578	2.3 332,126
△ 1.7 4,501,947	△ 0.8 4,466,278	△ 8.3 4,096,298	△ 15.5 3,459,831
79	81	83	86
1,950,298	1,952,901	*6 1,955,709	*6 1,952,545
0.6 358,951,689	1.7 364,968,309	△ 2.2 356,767,652	8.8 388,300,434
△ 0.3 96,689,107	1.1 97,718,150	0.3 98,037,410	△ 2.1 95,982,486
△ 0.0 84,399,984	1.2 85,399,074	△ 0.0 *6 85,398,039	△ 2.2 *6 83,498,799
1,732 48,719	1,706 50,060	1,742 *6 49,023	1,883 *6 44,335
36.2	37.8	39.3	40.2
15.0	14.2	12.6	10.4
5.4	5.4	5.0	4.2
56,987	55,139	49,353	40,231
432	440	432	470
116	118	119	116
101	103	103	101
2.3	2.4	2.4	2.4
65,946,731,940	64,241,515,432	*7 64,679,624,082	*7 64,337,487,790

(数値には人権ふれあいセンター・船松人権歴史館人権資料・図書室、青少年センター図書室を含む。)

- *5 平成29年1月のシステム更新にともない、5年間利用のない登録データ118,254件の削除を行った。
*6 ふるさと納税(図書館児童資料充実事業指定寄付金)による購入分は、蔵書数・図書費・年間購入点数に含まない
*7 大阪府からの権限移譲により、堺市立学校園の教職員給与は全て市費負担となった。

(3) 館別貸出数の推移

(点)

区名	館名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
堺	中央	476,848	458,687	457,823	424,369	367,174
	堺市駅前	320,574	328,225	333,076	312,390	270,762
中	中	329,662	311,257	310,957	276,220	222,136
	東百舌鳥	153,055	147,394	143,587	132,400	108,607
東	東	353,219	342,667	331,588	308,289	253,628
	初芝	143,333	141,179	129,718	119,979	102,596
西	西	431,713	416,369	403,355	363,994	289,377
南	南	513,325	505,859	509,541	452,302	373,081
	榑	183,523	182,507	174,911	159,790	130,868
	美木多	161,936	157,649	157,786	144,793	124,931
北	北	610,249	599,199	602,810	550,213	460,528
美原	美原	376,223	360,878	347,086	300,110	246,616
移動図書館		43,534	42,268	39,948	40,928	42,097
小計		4,097,194	3,994,138	3,942,186	3,585,777	2,992,401
Web		326,380	353,556	371,080	366,100	347,110
中計		4,423,574	4,347,694	4,313,266	3,951,877	3,339,511
人権ふれあいセンター 触松人権歴史館人権資料・図書室		68,289	66,650	64,789	60,864	47,949
青少年センター図書室		87,221	87,603	88,223	83,557	72,371
総計		4,579,084	4,501,947	4,466,278	4,096,298	3,459,831

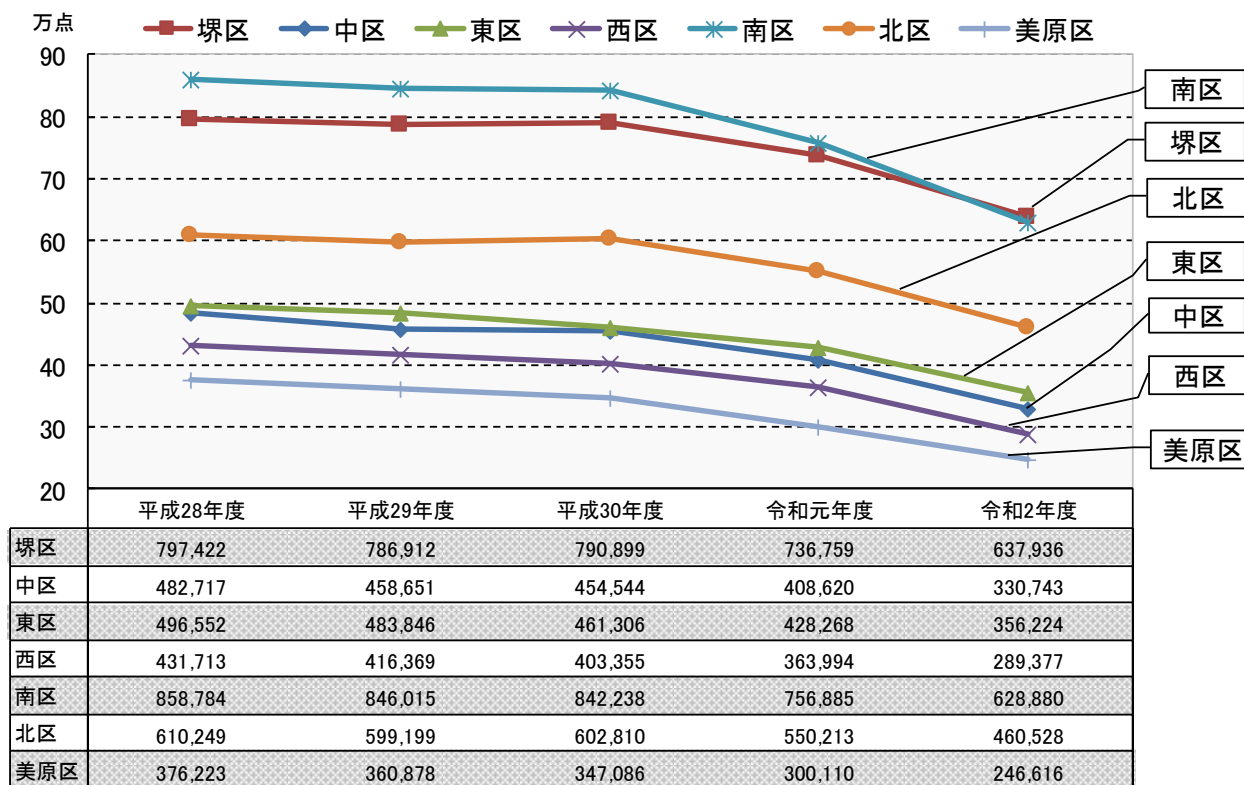
* 貸出数には団体貸出を含む。

* Webはインターネットによる電子書籍の貸出・延長および電子書籍以外の資料の延長を含む。

* 移動図書館の数値は全市の駐車場所の数値を総計したもの。

* 令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年3月2日から5月16日まで貸出を休止。

区別貸出数の推移



6. 行事・催し

館名	行事名	日付	参加者合計	協力(団体名等)
中央	知的書評合戦ビブリオバトルinさかい(第44回) テーマ「だます」	9/13	12	堺図書館ビブリオバトル倶楽部
	「認知症のおはなしと相談会」	9/30	0	地域包括支援センター
	「宝島をめざせ！図書館海賊からの挑戦！」	10/31～11/3	90	
	郷土資料展「浜寺物語」	11/7	519	堺市文化財課、堺メモリー倶楽部、 浜寺公園管理事務所 他
	パトラーへの道！ビブリオバトル入門&体験講座(第8回)	11/18	6	堺図書館ビブリオバトル倶楽部
	郷土資料展記念講演会 「浜寺物語 阪神間モダニズムと阪堺文化」	11/29	25	講師：橋爪紳也氏 協力：堺メモリー倶楽部
	町たんけん(大仙小)	12/4	11	
	知的書評合戦ビブリオバトルinさかい(第45回) テーマ フリー	12/20	11	堺図書館ビブリオバトル倶楽部
	ほんのくじびき	3/6	43	
	知的書評合戦ビブリオバトルinさかい(第46回) テーマ「こども」	3/21	15	堺図書館ビブリオバトル倶楽部
堺市駅前	夏のおたのしみセット	7/7～7/31	142	
	みんなで花を咲かせよう！春のおたのしみセット	3/3～3/28	143	
中	えほんおたのしみパックの貸出	3/20～3/21	47	おはなしウーフの会、なかよしえほんの会、絵本のひろば よっといで！、わらべうたの会こまめ、図書館サポーター、さかい中子ども司書
東	おうちで「赤ちゃんえほんの会」	11/14、27、12/19、 1/16、2/20、3/20	72	えほんの会ふうせん
	おうちで読書 書庫で本を選んでみよう	12/22～12/25	8	
	図書館の使い方講座 ～OPACを使ってみませんか～	3/20	7	
西	まちの保健室	10/21、11/18、 12/16、3/17	52	看護職の健康相談
南	堺歴史文化市民講座 「山本巧次さん講演会 阪堺電車177号の追憶」	11/15	87	講師：山本 巧次氏 (『阪堺電車177号の追憶』作者)
	ワークショップ「しりとりに絵本をつくってあそぼう！」 (おたのしみフェア)	11/15	47	講師：H@L氏(画家・絵本作家) 協力：岩本真佐子氏
	おはなし会(おたのしみフェア)	11/15	45	おはなしかご・キッズパル
	「百人一首『競技かるた』ちはやふるの世界」講演&体験会	3/27	75	講師：岸田諭さん(競技かるた元名人) 協力：鳳高校競技かるた部
柁	絵本をたのしもう	11/28	3	キッズパル
美木多	マジックショー	11/1	23	川添 毅氏
北	北図書館からの挑戦状！ きみはおもしろい本を借りることができるのか	10/23～25	100	
美原	飛び出す絵本の展示会	8/7	213	
	美原図書館設立20周年記念行事 ①家族で挑戦！図書館マスター ②ボランティアと図書館の20年間の活動紹介パネル展示 ③リサイクルフェア ④自分の声を録音しよう	①②11/21～12/27 ③12/4～6 ④12/13	①128 ② - ③190 ④ 10	美原読書友の会 美原おはなしスプーンの会 おはなしひろばくれよん 乳幼児読み聞かせサークル エンジェル・エッグ 音訳グループひばり ネットワークと・ま・と
	ティーンズPOPふえすていばる	POP募集 5/19～7/17 展示・投票 8/1～31 投票結果発表 9/11	応募数 252 投票数 72	美原区内小・中・高等学校 美原区役所

7. 子ども読書活動推進事業

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止したもの(再掲)

- ・ 子どもの読書推進リーダーの養成
- ・ ボランティア養成講座
- ・ 図書館まつり
- ・ 体験学習
- ・ 学校園・保育所(園)との連絡会
- ・ インターンシップ・図書館実習の受入れ

● 塚っ子読書フォーラム

子ども読書活動推進計画」の周知を図るとともに、子どもの成長を育む読書の必要性・有用性の認識を深めるため、塚市子ども読書活動推進会議が主催。

行事名	会場	開催日	参加人数	内容
塚っ子読書フォーラム	本庁会議室	12/13	31	事例報告、基調講演(片岡則夫氏)

● おはなし会・読み聞かせ会

	館名	中央	塚市駅	中	東百舌鳥	東	初芝	西	南	桐	美木多	北	美原	合計
おはなし会	開催数	2	0	1	0	1	1	1	21	7	6	4	2	46
	延べ人数	26	0	3	0	12	7	12	153	26	41	21	7	308
読み聞かせ会	開催数	1	0	4	1	0	0	3	9	5	4	0	11	38
	延べ人数	6	0	23	0	0	0	26	116	28	23	0	92	314

● おはなし大会

より多くのおはなしを楽しめるよう、おはなし会を続けて複数回実施する会。

館名	行事名	開催日	参加者合計(人)
中	みんなであそぼう！わらべうた	3/13	24

● ボランティアステップアップ講座

開催館	開催日	テーマ	講師	参加者合計	備考
北	12/2～25	絵本の“絵”をよむ～絵とことばから考える絵本～	遠藤純氏 (武庫川女子大学教育学部准教授)	48	動画配信

● ふるさと納税事業 親子で読書

指定寄附金をもとに各年齢が楽しめる絵本を購入。市内各地域で活動している子育てサークル等を対象として絵本パック(20冊/パック)を貸出。

(単位:貸出パック数)

資料・対象年齢	0～1歳	1～2歳	2～3歳	3～4歳	4～5歳	合計
9月～2月貸出	14	14	2	1	1	32
3月～8月貸出	16	16	6	0	1	39
						71

● **ふるさと納税事業 親子いっしょに えほんひろば**

指定寄附金をもとに、市内各地域で活動している子育てサークル等を対象として、司書が絵本パックを持参し、子どもの発達段階に応じた絵本の選び方や楽しみ方について啓発を行う「親子いっしょに えほんひろば」を実施。

館名	日付	団体名	会場	参加者合計
西	10/6	浜寺石津にここ広場	浜寺石津公民館	10
西	11/26	子育てサークルピッコロ	家原寺校区地域会館	10
西	11/27	ほほえみルーム	ほほえみルーム	10
中	10/22	のばらみんなの子育て広場	ロングライフタウン上野芝	14
中	11/17	NPO法人子育てネットみちくさ	育てひろば 東百舌鳥(土塔文化会館内)	26
中	12/2	NPO法人 えんぱわめんと堺/ES	中区役所うきうきルーム	8
南	12/11	晴美台福祉委員会 ヨチヨチクラブ	晴美台東地域会館老人集会室オアシス	12

● **図書館見学**

堺市内の小学3年生が、授業の一環として来館。

	中央	堺市駅前	中	東百舌鳥	東	初芝	西	南	榎	美木多	北	美原	合計
学校数	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
児童数	49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49

● **学校園・保育所(園)への団体貸出**

学校支援サービスの一環として団体貸出を実施。堺市立の幼稚園・小学校・中学校および堺市内所在高等学校を対象に「読書用」または「調べ学習用」資料の貸出・搬送も実施。

		堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
幼稚園・保育所	園所数	6	1	4	5	3	11	1	31
	貸出点数	235	6	262	328	909	1,159	50	2,949
小学校	校数	11	6	8	10	11	14	6	66
	貸出点数	1,540	2,575	3,030	1,489	2,855	6,305	3,085	20,879
中学校	校数	0	0	1	2	3	2	1	9
	貸出点数	0	0	50	151	111	125	35	472
小・中学校計	校数	11	6	9	12	14	16	7	75
	貸出点数	1,540	2,575	3,080	1,640	2,966	6,430	3,120	21,351
高等学校	校数	2	0	0	0	0	0	1	3
	貸出点数	112	0	0	0	0	0	50	162
総計	学校園所数	19	7	13	17	17	27	9	109
	貸出点数	1,887	2,581	3,342	1,968	3,875	7,589	3,220	24,462

● **教職員支援資料配送**

学校支援サービスの一環として教職員支援資料配送を実施。堺市立の小学校・中学校・支援学校の教職員を対象に、教材研究や自己研鑽用として必要とする資料を学校へ配送。

		堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
小学校	校数	0	0	0	1	0	0	0	1
	配送点数	0	0	0	47	0	0	0	47
中学校	校数	0	0	0	1	1	0	0	2
	配送点数	0	0	0	1	1	0	0	2

● **学校訪問**

小学校、中学校の児童・生徒を対象として図書館職員とおはなしボランティアグループが訪問し、「読み聞かせ」や「語り聞かせ」「ブックトーク」等を行う。

館名	回数	延べ時間	学校名	学年	内容	その他
東	★8回	16時間(2クラス/8回)	野田小学校	3年生	ブックトーク、図書館・読書に関する授業など	学校図書館チーム支援
東	★6回	12時間(2クラス/6回)	登美丘東小学校	3年生	ブックトーク、図書館・読書に関する授業など	学校図書館チーム支援
東	★6回	12時間(2クラス/6回)	登美丘西小学校	3年生	ブックトーク、図書館・読書に関する授業など	学校図書館チーム支援
東	★5回	9時間(2クラス/4回+1クラス/1回)	登美丘南小学校	3年生	ブックトーク、図書館・読書に関する授業など	学校図書館チーム支援

★学校教育部との協働により「学校図書館チーム支援」として実施。

● **巡回訪問**

学校教育部が行う各小中学校への巡回訪問に同行。学校図書館づくりについて、市立図書館司書の視点から助言を行う。

館名	訪問日	学校名	館名	訪問日	学校名
中	10/22	福田小学校	南	10/28	竹城台東小学校
中	10/29	深坂小学校	北	10/23	新金岡東小学校
西	11/11	鳳南小学校	北	12/10	金岡南小学校

● **学校への選書支援**

学校教育部と連携し、学校図書館の蔵書の充実を図るため、図書館職員が学校図書館を訪問。状況を把握し、主に選書、除籍といった書架整理に関する助言を行うほか、学校からの希望に応じた購入リストを作成するなどの支援を実施。

館名	日付	学校名
南	12/4、11	赤坂台小学校

● **講座等へ職員を講師として派遣**

地域や学校からの依頼により職員を講師として派遣したもの。

館名	日付	派遣先	行事名	参加者合計	派遣人数
中央	8/19	SAKAI子育てトライアングル	「SAKAI子育てつながりフォーラム」 大人も一緒に楽しめる絵本の紹介	10人	図書館職員2人
中央	1/27	堺市堺区役所 堺保健福祉総合センター	子育て支援課主催 (堺区)子育てCafeオンライン「1歳と あそぼう～絵本・ふれあいあそび～」	2組4人	図書館職員1人
南	11/19	みんなのサンサンひろば	絵本の読み聞かせ、紹介など	4組8人	図書館職員2人
西	7/16	多胎児サークル 「ミックスベジタブル」	絵本講座	9人	図書館職員2人
西	10/1	鳳高等学校	鳳高校体験学習	15人	図書館職員1人
西	11/21-22	第106回全国図書館大会和 歌山大会分科会	「一人ひとりの本棚づくりをつないでみ んなの図書館へ～センカンドステージ 応援コーナーの取組みとこれから」	1,006回 (視聴回数)	図書館職員1人
西	11/21	放送大学	2021年度開設科目「認知症を生き る」認知症をきっかけとした地域共 生の展望への出演	1人	図書館職員1人
西	3/12	堺市立総合医療センター	第54回さかいほのほのカフェ 「人生会議、アドバンス・ケア・プラン ニングってなあに？」での関連資料案 内(オンライン)	8人	図書館職員1人
美原	9/8	美原kosodateつむぎ広場	親子で絵本タイム	3組6人	図書館職員1人
美原	10/7、11/4	太成学院大学	認定絵本士養成講座	24人	図書館職員1人

8. 市民との協働・連携

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止したもの(再掲)

- ・ インターンシップ・図書館実習の受入れ
- ・ 市民主催事業

● 堺図書館サポーター倶楽部・活動状況(会員数：624人)

養成講座を修了後、堺図書館サポーター倶楽部のメンバーとして登録し、行事支援、寄贈本の装備、図書の修理、書架整理などの活動を実施。

活動内容	活動場所(館)	延べ日数	延べ人数	活動内容	活動場所(館)	延べ日数	延べ人数
書架整理	西	16	16	図書の修理	東	47	186
	美原	11	11		西	24	83
所蔵変更作業					南	14	53
リサイクルシール貼付					北	21	126
児童書の汚れ落とし				中	13	82	
サイン作成など	中央	15	118	ディスプレイ作成	初芝	8	8
その他(行事支援など)	中	3	19	西	3	9	
	初芝	1	2	南	6	17	
	西	4	4				
	南	2	2				
	美原	2	2				

● 堺図書館サポーター倶楽部創立20周年記念講演会

館名	行事名	日付	参加者合計	詳細
中央	堺図書館サポーター倶楽部創立20周年記念講演会 ベストセラー作家が語る『図書館「超」活用術』—堺市民として—	10/15	10	講師：奥野宣之氏

※新型コロナウイルス感染症対策として参加者数を制限して実施。

※後日、撮影した講演会の動画を各図書館で活動するサポーターが視聴しました。

● 記念パネル展示

市民の皆様へ堺図書館サポーターの活動を知ってもらうために記念パネルを作成し、中央図書館と区域図書館で巡回展示しました。

パネル展示期間

中央	10/1～15
中	11/1～15
南	12/2～13
美原	12/16～27
北	1/16～31
東	2/16～28
西	3/16～30

パネル展の様子(南図書館)



● 図書館サポーター養成講座等

図書館でのサポーター活動希望者に対し、養成講座を実施。また、サポーターの技術向上を目的にステップアップ講座やミニ講座を実施。

行事名	館名	日付	参加者合計
令和2年度図書館サポーター養成講座	中央	3/11	10

● 堺メモリー倶楽部・活動状況

所蔵の歴史資料や古写真の整理などの活動を図書館と協働して実施。

活動内容	場所	延べ日数	延べ人数
・ 貴重資料のデータ化 ・ 郷土資料展パネル、解説文の作成補助	中央	11	51

9. 刊行物

● 館報「ゆづりは一堺市立図書館だより」（年4回刊）

第15巻 第1号(通巻54号)	特集「電子書籍をご寄贈いただきました」	6月10日発行
第2号(通巻55号)	特集「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」	9月10日発行
第3号(通巻56号)	特集「郷土資料展「浜寺物語」と記念講演会「浜寺物語 阪神間モダニズムと阪堺文化」を開催しました」	12月10日発行
第4号(通巻57号)	特集「図書館カウンター堺東 4月2日オープン！」	3月10日発行

● 学術研究誌「堺研究」（年1回刊）

昭和41(1966)年に「郷土の歴史を研究する人々に、いささかなりとも寄与するところあればと、本館に所蔵する資料のうちから価値の高いものの紹介と、郷土に関する論説の発表の場として」(第1号はしがき)創刊されたもの。

・『堺研究』第43号 令和3年3月発行

「堺近世の産業構造と鍛冶職」吉田豊氏

「堺版教科書の基礎的研究」(三) —土屋鳳洲の『家之基』について— 和田充弘氏

史料紹介「河内国丹南郡西村の新史料について」岡田光代

● 展示解説パンフレット「浜寺物語」（堺市立中央図書館郷土資料展:令和2年11月7日～29日）

●ブックリスト

「ほら、このほんおもしろかったよ」(赤ちゃん～小学生までのおすすめの本)	7、10、12、3月
「ページをめくれば…」(中学生向けのおすすめ本)	7、12月
「おもしろBOOKS探偵帖」(高校生向けのおすすめ本)	12月
「いっしょにたのしもう～0歳からの絵本～」	4月
「いっしょに楽しんでみませんか～3歳からの絵本～」	4月
「よめたらいいな いちねんせい」	4月
「中学生におすすめの本」	4月
「発達障害啓発週間関連ブックフェア」ブックリスト	4月
「平和と人権ブックフェア」ブックリスト	8月
「里親ブックフェア」リスト	10月
「男女共同参画週間 ジェンダーブックフェア」リスト	1月

●各館発行のブックリスト等

中央	ブックフェア関連ブックリスト	年3回
中	中保健センター連携ブックフェアリスト	年7回
東	ビジネス書コーナー 新着資料一覧	月1回
西	人間関係をスムーズに	7月発行
	脳をリフレッシュ	8月
	認知症を知るブックリスト改訂版	9月
	5大がんリスト改訂版	9月
	感染症	1月
	ジェンダーブックリスト	2月
南	ブックフェア関連ブックリスト	年11回
	南区 子ども司書のおすすめ本	10月発行
	多文化情報コーナーの本	11月発行
北	「ぼくぼく」	年7回刊
	「ティーンズプレス」	年4回刊
	「生活習慣を知って予防しよう」ブックリスト	9月発行
	「考えよう、食べること(食育・歯)」ブックリスト	11月発行
美原	「from TEENS AREA」(84～87号)	年4回刊
	「認知症を知り、高齢者の権利を守る」ブックリスト	7月発行
	「黒姫山古墳のひみつ」	8月発行
	「美原図書館ティーンズPOPふえすていばる ティーンズのみんなが選んだおすすめの本」ブックリスト	10月発行
	「『美原読書友の会』これまでのテキスト」ブックリスト	11月発行
	SDGsブックリスト「0 SDGsについて」	1月発行
	「河内鑄物師のひみつ」	2月発行
	SDGsブックリスト「1 貧困をなくそう」	3月発行
	SDGsブックリスト「2 飢餓をゼロに」	3月発行
	障害者理解促進のためのリーフレット「点字図書館に聞きました 今こそ目の不自由な人への声かけを…！」	3月発行

~MEMO~

10. 予算・決算

(単位:円)

種 別	令和元年度決算	令和2年度決算 (見込み)	令和3年度予算
a 図書館費合計	356,717,252	388,222,234	397,394,000
報 酬	306,000	234,600	439,000
報 償 費	756,200	432,980	797,000
旅 費	725,626	171,680	465,000
需 用 費	40,994,005	41,914,773	39,542,000
(新聞・雑誌・追録等 資料購入経費)	(12,639,371)	(12,483,687)	(12,089,000)
(その他 管理経費等)	(28,354,634)	(29,431,086)	(27,453,000)
役 務 費	10,716,657	13,358,014	13,378,000
委 託 料	122,188,994	131,186,511	173,483,000
使用料及び賃貸料	53,303,318	52,234,697	51,084,000
工事請負費	0	7,990,442	0
原材料費	0	0	0
備品購入費	86,840,812	85,170,091	80,035,000
(図書購入費)	(85,861,282)	(83,613,219)	(80,000,000)
(器具購入費)	(979,530)	(1,556,872)	(35,000)
負担金補助及び交付金	40,885,640	55,528,446	38,171,000

b 社会教育総務費合計	106,015,896	132,336,250	150,360,000
報 酬	4,732,800	108,435,740	113,986,000
職員手当等	0	14,761,370	23,642,000
賃 金	101,031,816	0	0
旅 費	251,280	9,139,140	12,732,000

c 還付金	50,400	78,200	12,000
-------	--------	--------	--------

合計(a+b+c)	462,783,548	520,636,684	547,766,000
-----------	-------------	-------------	-------------

* 正規職員等の人件費を除く。

* 令和2年度から、会計年度任用職員制度開始。賃金は報酬、職員手当、通勤費へ変更。

(単位:円)

事業名と主な項目	令和2年度事業別決算(見込)			令和3年度事業別予算		
	計	図書館費	社会教育 総務費	計	図書館費	社会教育 総務費
図書館管理運営事業	452,285,589	319,949,339	132,336,250	481,950,000	331,590,000	150,360,000
図書購入費		83,613,219			80,000,000	
新聞・雑誌・追録等 資料購入費		12,483,687			12,089,000	
子ども読書活動推 進事業		573,141			788,000	
短期臨時職員賃金 等						
会計年度任用職員 報酬等			132,336,250			150,360,000
図書館電算事業	65,611,080	65,611,080	0	62,910,000	62,910,000	0
図書館情報システ ム借上料		42,137,151			40,507,000	
図書館情報システ ム保守料		8,316,000			8,316,000	
図書館情報システ ム通信回線使用料		7,022,400			7,352,400	
地域情報活用支援 事業	2,661,815	2,661,815	0	2,894,000	2,894,000	0
合計	520,558,484	388,222,234	132,336,250	547,754,000	397,394,000	150,360,000

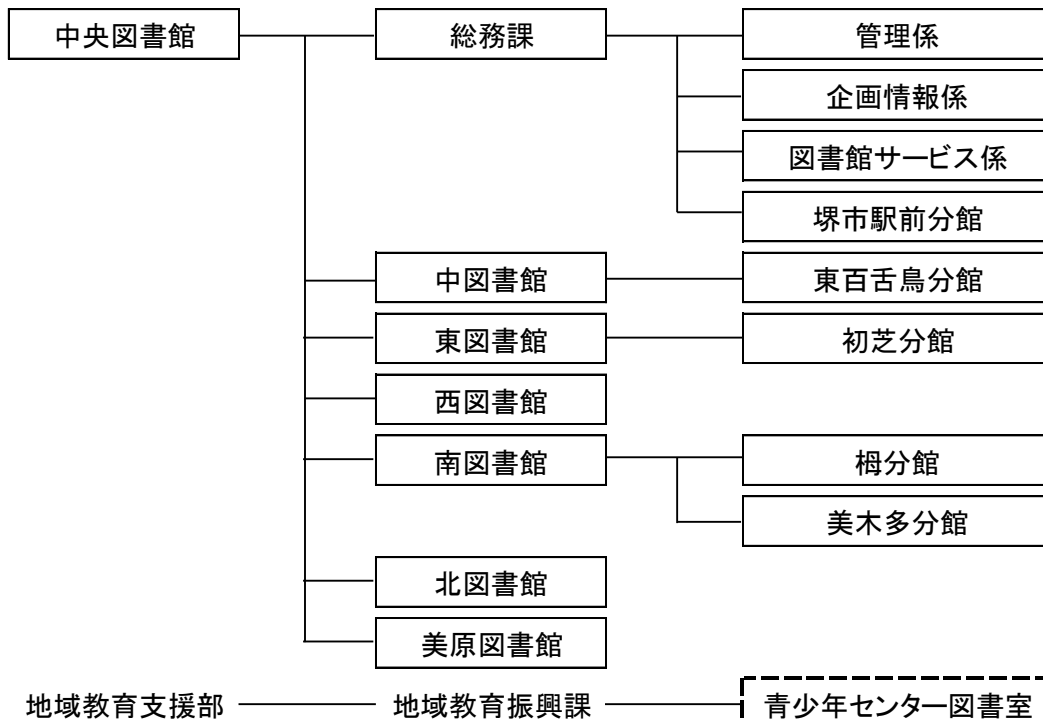
* 図書購入費はふるさと納税(図書館児童資料充実事業指定寄付金)を含む。

* 短期臨時職員賃金等は令和2年度から会計年度任用職員報酬等に変更。

* 南図書館ホール使用料還付金は含まない。

11. 組織図・職員配置

教育委員会事務局



市民人権局

人権部

人権企画調整課

人権ふれあいセンター
 舳松人権歴史館
 人権資料・図書室

館・係名	職員数(部)						うち司書・司書補数					
	常勤	任期付	再任用 (キャリア プラス含 む)	小計	会計年度 任用	合計	常勤	任期付	再任用 (キャリア プラス含 む)	小計	会計年度 任用	合計
中央図書館(部)・総務課	4	0	0	4	0	4	1	0	0	1	0	1
管理係	4	0	1	5	1	6	0	0	0	0	0	0
企画情報係	5	0	0	5	3	8	4	0	0	4	3	7
図書館サービス係	10	1	0	11	14	25	9	1	0	10	14	24
堺市駅前分館	3	1	1	5	3	8	3	1	1	5	3	8
小計	26	2	2	30	21	51	17	2	1	20	20	40
中図書館	5	1	1	7	6	13	4	1	0	5	6	11
東百舌鳥分館	1	0	1	2	3	5	1	0	1	2	3	5
小計	6	1	2	9	9	18	5	1	1	7	9	16
東図書館	5	1	1	7	6	13	3	1	1	5	6	11
初芝分館	1	0	1	2	3	5	1	0	1	2	3	5
小計	6	1	2	9	9	18	4	1	2	7	9	16
西図書館	7	1	2	10	7	17	6	1	1	8	7	15
南図書館	6	1	0	7	14	21	6	1	0	7	13	20
榎分館	2	0	0	2	3	5	2	0	0	2	3	5
美木多分館	1	0	1	2	3	5	1	0	1	2	3	5
小計	9	1	1	11	20	31	9	1	1	11	19	30
北図書館	6	0	2	8	6	14	6	0	2	8	6	14
美原図書館	6	1	0	7	7	14	6	1	0	7	7	14
合計	66	7	11	84	79	163	53	7	8	68	77	145

12. 職員研修

市民サービスの向上につなげるために、図書館職員の能力・資質の向上を図ります。

〔館外研修〕

研修名	主催	日程	テーマ	講師	参加人数
図書館等職員著作権実務講習会	文化庁	9/24-25			1
大阪大学社会SSI基幹プロジェクトシンポジウム	大阪大学社会ソリューションイニシアティブ	9/8	「一人ひとりの死生観と健康自律を支える超高齢社会の創生」	山川みやえ氏 鈴木径一郎氏 ほか	2
第106回全国図書館大会(オンライン大会) 和歌山大会	公益社団法人日本図書館協会ほか	11/21-11/22	テーマ「理想」の図書館をもとめて 紀州徳川家当主たちの夢、明らかに」	美山 良夫氏	2
図書館地区別研修(近畿地区)	文部科学省 滋賀県教育委員会	1/27-1/29	「読書バリアフリー法と図書館の役割」ほか	原田 敦史氏 ほか	2
全国公共図書館研究集会(サービス部門 総合・経営部門)	公益社団法人日本図書館協会 公共図書館部会 近畿公共図書館協議会 大阪公共図書館協会	1/15-1/31 配信	「図書館とバリアフリー -あらゆる人に開かれた図書館とは-」	野口 武悟氏 ほか	1
近畿地区・図書館&がん相談支援センター連携ワークショップ	国立がん研究センター がん対策情報センター 大阪府立図書館	10/9	図書館とがん相談支援センターが連携することの意義と目指すもの(和歌山、堺市での取組み)	原田 敦史氏 古谷 緑氏 ほか	2
大阪公共図書館協会 児童サービス基本研修	大阪公共図書館協会	6/6	「児童サービスの基本」ほか	川上 博幸氏	15
大阪公共図書館協会 児童サービス実務研修		1/13 2/24	「ブックトークとは」「ブックトークの発表」	土居 安子氏	1
大阪公共図書館協会 障がい者サービス基本研修		7月公開	障がい者サービス概論 ～障害者差別解消法と障がい者サービスに必要な著作権法の知識、および読書バリアフリー法の最新動向	杉田 正幸氏	10
大阪公共図書館協会 障がい者サービス実務研修		2/4 2/26	「図書館職員として知っておきたいDAISYの知識と技術」 ほか	杉田 正幸氏	1
大阪公共図書館協会 参考業務実務研修		2/5	A参考業務基本研修	大阪府立中央図書館 司書部職員	1
		2/3 2/10	B専門別参考業務実務研修		3
大阪府図書館司書セミナー	大阪府教育委員会	8～2月公開	「若手図書館員のためのレファレンス入門」	門上 光夫氏 赤野 未知氏	1
		8～2月公開	「国立国会図書館のデータベース入門」	大塚 和美氏	2
		8～2月公開	「若手図書館員のための著作権入門」	南 亮一氏	1
		10月公開	「児童サービス」英語多読へのニーズに応えるために	西村 テツコ氏	6
		11月公開	「場づくり」「人・情報・空間」のつなげ方～「信州・学び創造ラボ」の実践について～	小澤 多美子氏 朝倉 久美氏	8
		11/27	「コミュニケーション」読んで、聞いて、書いて、気づく。	田中 有史氏	2
		12月公開	「コミュニケーション」読んで、聞いて、書いて、気づく。 (第3回の講義部分を遠隔研修)	田中 有史氏	10
		1月公開	「YA サービス」YA 世代向け選書について	南 百合絵氏	11
公立図書館と学校との合同研修	大阪府教育委員会	8月公開	探究型学習と図書館	頭師 康一郎氏	9
		8月公開	校内居場所カフェによる寄り添い型支援	石原 昂侑氏	4
		8月公開	ミニ新刊紹介	西村 寿雄氏	3
大阪府子ども文庫連絡会 児童文化講座	大阪府子ども文庫連絡会	9/1 ほか計6回	「子どもと大人に境目はあるのか」ほか	野坂 悦子氏 ほか	6
デジタル化資料活用ワークショップ ～図書館送信の利用促進に向けて～	国立国会図書館	2/28	「国立国会図書館デジタルコレクションの概要説明」ほか	関西館電子図書館 課職員ほか	1
合計					105

※上記の他、大阪公共図書館協会委員会事業 研究委員会[地域資料(郷土資料・地域行政資料)/学校連携研究グループ]、相互協力委員会への活動等に参加

〔館内研修〕

新任転任者研修、部内研修(書誌作成研修、地域資料研修、コンプライアンス研修)ほか各館で課内研修を実施

〔その他〕

人権研修、一般研修など

13. 施設の概要

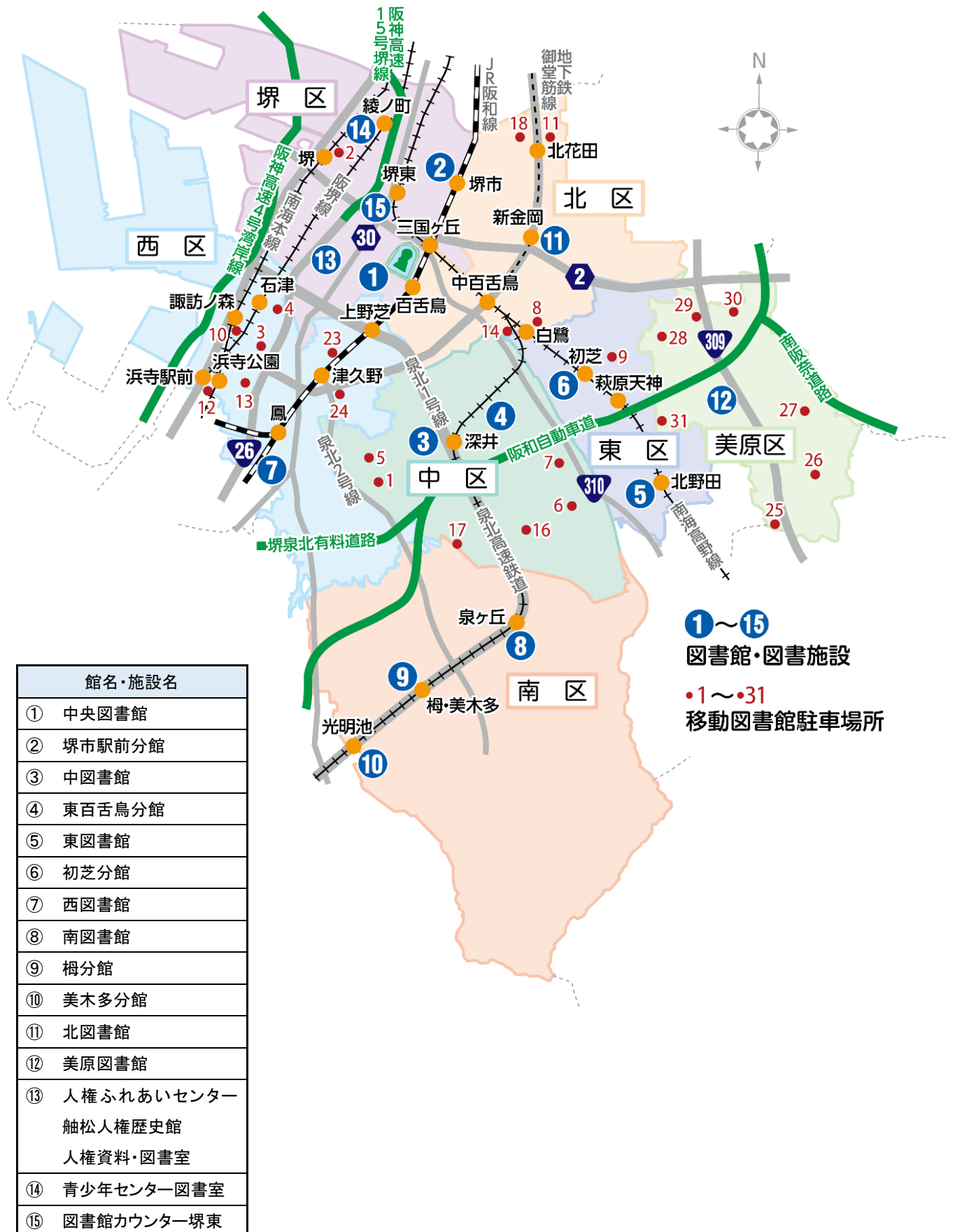
館名	所在地	連絡先	開館年月日	規模(延床面積)
①中央図書館	〒590-0801 堺区大仙中町18-1	TEL 244-3811 FAX 244-3321	大正5年6月 昭和46年7月20日 移転 昭和56年7月1日 名称変更 旧称 堺市立図書館	鉄筋コンクリート造 地上3階 地下2階 4,634.92㎡
②堺市駅前分館	〒590-0014 堺区田出井町1-1-300 ペルマージュ堺内	TEL 222-0140 FAX 222-0158	平成11年4月1日	鉄筋コンクリート造 地上43階 地下2階 (図書館は5番館3階) 553.67㎡
③中図書館	〒599-8273 中区深井清水町1426 教育文化センター内 (ソフィア・堺)	TEL 270-8140 FAX 270-8149	平成6年7月1日	鉄骨鉄筋コンクリート造 教育文化棟 地上6階 地下1階 図書館棟 地上2階 地下1階 (図書館は1.2階 地下1階) 1,687.83㎡
④東百舌鳥分館	〒599-8234 中区土塔町2363-23 東百舌鳥公民館内	TEL 234-9600 FAX 235-8010	平成5年12月11日	鉄筋コンクリート造 地上2階 (図書館は1階) 347.01㎡
⑤東図書館	〒599-8123 東区北野田1077 アミナス北野田内	TEL 235-1345 FAX 236-1517	昭和37年4月1日 平成17年4月1日 移転・名称変更 旧称 中央図書館登美丘分館	鉄筋コンクリート造 地上19階 地下1階 (図書館は4階) 2185.98㎡
⑥初芝分館	〒599-8116 東区野尻町221-4 初芝体育館内	TEL 286-0071 FAX 286-0091	昭和61年10月1日	鉄筋コンクリート造 地上2階 (図書館は1階) 154.48㎡
⑦西図書館	〒593-8325 西区鳳南町4丁444-1	TEL 271-2032 FAX 271-3002	平成元年4月1日 平成17年4月1日 名称変更 旧称 鳳図書館	鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階 (図書館は3、4階) 1,498.23㎡
⑧南図書館	〒590-0115 南区茶山台1丁7-1 泉ヶ丘市民センター内	TEL 294-0123 FAX 298-0597	昭和58年7月1日 平成17年4月1日 名称変更 旧称 泉ヶ丘図書館	鉄筋コンクリート造 地上3階 (図書館は2、3階) 3,153.88㎡
⑨桐分館	〒590-0141 南区桃山台2丁1-2 桐文化会館内	TEL 296-0025 FAX 296-0034	昭和59年6月1日	鉄筋コンクリート造 地上3階 (図書館は2階) 206.00㎡
⑩美木多分館	〒590-0138 南区鴨谷台2丁4-1 鴨谷体育館内	TEL 296-2111 FAX 296-2151	昭和60年6月1日	鉄筋コンクリート造 地上1階 地下1階 (図書館は1階) 190.00㎡
⑪北図書館	〒591-8021 北区新金岡町5丁1-4 北区役所内	TEL 258-6850 FAX 258-6851	昭和56年7月15日 平成12年4月4日 移転・名称変更 旧称 新金岡図書館	鉄筋コンクリート造 地上5階 地下1階 (図書館は2、3階) 2,360.00㎡
⑫美原図書館	〒587-0002 美原区黒山167-14	TEL 369-1166 FAX 369-1168	平成12年4月1日 平成17年2月1日 合併・名称変更 旧称 美原町立図書館	鉄筋コンクリート造 地上2階 1,599.90㎡
⑬人権ふれあいセンター 舩松人権歴史館 人権資料・図書室	〒590-0822 堺区協和町2丁61-1 人権ふれあいセンター 舩松人権歴史館内	TEL 245-2534 FAX 245-2535	昭和49年10月1日 平成27年4月1日 移転再編・名称変更 旧称 人権ふれあいセンター 図書ホール	鉄骨造・鉄筋コンクリート造 地上3階 (人権資料・図書室は1階 舩松人権 歴史館内) 143.94㎡
⑭青少年センター図書室	〒590-0930 堺区柳之町西1丁3-19 青少年センター内	TEL 228-6331 FAX 228-5244	昭和57年5月1日	鉄筋コンクリート造 地上4階 (図書室は1階) 82.66㎡
⑮図書館カウンター堺東	〒590-0028 堺市堺区三国ヶ丘 御幸通154 ジョルノ内	TEL 232-1011 FAX 232-1012	令和3年4月2日	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上26階 地下2階 (カウンターは2階) 53.00㎡

各館の閲覧席数について、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記から減らしている

閲覧室面積・閲覧席 他			休館日	開館時間
一般閲覧室 915.39㎡ こども室 154.81㎡	96席	書庫 1,076.77㎡ 集会室	月曜日(国民の祝日と重なるときは開館) 12月29日から翌年の1月3日までの日 館内整理日(3月31日並びに6月、9月、12月の各第1火曜日) 資料(点検)整理期間	火～金 午前10時～午後8時 (こども室は午後5時まで) 土・日・祝 午前10時～午後6時
492.54㎡	14席		〃	火～金 午前10時～午後8時 土・日・祝 午前10時～午後6時
895.86㎡	22席	書庫 129.07㎡ おはなし室	〃	〃
248.95㎡	4席		〃	午前10時～午後5時
990.00㎡	117席	書庫 491.00㎡ おはなし室 対面朗読室 会議室	〃	火～金 午前10時～午後8時 土・日・祝 午前10時～午後6時
140.48㎡	3席		〃	午前10時～午後5時
652.29㎡	24席	書庫 109.31㎡ おはなし室	〃	火～金 午前10時～午後8時 土・日・祝 午前10時～午後6時
1,243.70㎡	25席	書庫 158.00㎡ おはなし室 対面朗読室 集会室、ホール	〃	〃
189.00㎡	2席		〃	午前10時～午後5時
166.00㎡	10席		〃	〃
912.60㎡	28席	書庫 128.55㎡ おはなし室、 対面朗読室、 研修室	〃	火～金 午前10時～午後8時 土・日・祝 午前10時～午後6時
822.30㎡	73席	書庫 200.00㎡ おはなしのへや、 会議室、グループ室、 録音室	〃	〃
143.94㎡	16席	書庫 76.32㎡	月曜日(国民の祝日と重なるときは開館) 12月29日から翌年の1月3日までの日 館内整理日(3月31日) 資料(点検)整理期間	午前9時30分～午後6時30分
82.66㎡			月曜日 12月29日から翌年の1月3日までの日 館内整理日(3月31日) 資料(点検)整理期間	午前10時～午後5時
-		※資料の貸出・返却・ 資料予約に特化した施設	毎月第1・第3木曜日 年末年始 ジョルノ休館日	午前8時～午後9時

14. サービス網

(1) 図書館・図書施設配置図



(2) 区別 図書館・図書施設一覧

区	種別	図書館		図書施設	移動図書館 巡回箇所数
		区域館	分館		
堺	(兼) 中央		堺市駅前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権ふれあいセンター舳松人権歴史館 人権資料・図書室 ・ 青少年センター図書室 ・ ※図書館カウンター堺東 	1ヶ所
中	中		東百舌鳥		6ヶ所
東	東		初芝		1ヶ所
西	西				7ヶ所
南	南		梅 美木多		0
北	北				4ヶ所
美原	美原				7ヶ所
計		7	5	2	26

※図書館カウンター堺東は、令和3年4月にオープンした、資料の貸出・返却・予約に特化した施設

(3) 移動図書館駐車場所一覧

コース No.	移動図書館駐車場所	コース No.	移動図書館駐車場所
2	堺区戎島町1丁(府営戎島住宅内)	8	北区金岡町 1415(サンヴァリエ中百舌鳥集会所前)
1	中区八田南之町 162(市立八田荘老人ホーム前)	11	北区北花田町 4丁(北花田第一公園)
5	中区八田寺町 291(ガーデンハウス鈴の宮第一住宅)	14	北区中百舌鳥町 6丁(中百舌鳥公園団地内中央広場)
6	中区陶器北 672(東陶器公園)	18	北区東浅香山町 3丁(府営浅香山住宅8棟北)
7	中区福田 1135(福田地域会館内)	25	美原区青南台1丁目(木青会館前)
16	中区辻之 1236(かやのき公園前)	26	美原区平尾 2470(上池公園)
17	中区深阪 2443(八石公園)	27	美原区さつき野西1丁目(かいづか公園)
9	東区日置荘北町1丁(東初芝中央公園)	28	美原区小寺 12(大池公園)
3	西区浜寺船尾町西 3丁(浜寺船尾会館内)	29	美原区今井 64-1(今井地区公民館)
4	西区浜寺石津町中 4丁(石津太神社境内前)	30	美原区丹上 379(丹上公園)
10	西区浜寺諏訪森町中 2丁(浜寺三光会館<元・浜寺出張所>)	31	美原区南余部西1丁目(府営美原南余部住宅集会所前)
12	西区浜寺公園町 2丁(浜寺公園駅前)		
13	西区浜寺元町 5丁(地車車庫前)		
23	西区津久野町 3丁(津久野小学校正面玄関前)		
24	西区津久野町 1丁(サンヴァリエ津久野集会所前)		

(4) 移動図書館

名称	車両購入年月日	車種	乗員定員	駐車 場所数	巡回周期	積載冊数
くすのき号	平成12年2月	三菱キャンター (3.0t貨物改造車)	3人	26カ所	約2週間	3,000冊

15. 堺市立図書館協議会

図書館の運営に関して、図書館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕について図書館長に意見を述べる機関として、堺市立図書館条例第3条にもとづき、堺市立図書館協議会を昭和58年に設置。

(1) 委員

第19期:令和元年9月1日～令和3年8月31日

	氏名	所属団体等
	高橋 康一 (令和元年9月1日～令和3年6月17日)	堺市立校園長会、赤坂台中学校長
	北庄司 愛浩 (令和3年6月17日～令和3年8月31日)	堺市立校園長会、新浅香山小学校長
	久保 照男	堺市自治連合協議会副会長兼会計
副会長	平野 祐子	堺市女性団体協議会
	飛石 隆男	堺市こども会育成協議会会長
	脇谷 邦子	堺市子ども文庫連絡会
	吉田 マリ子	公募
会長	常世田 良	立命館大学文学部教授
	山中 浩之	大阪府立大学名誉教授
	森 美由紀	梅花女子大学講師

(2) 開催記録

第1回 堺市立図書館協議会(令和2年12月25日)

- ・ 令和元年度 堺市立図書館サービス評価について
- ・ 令和2年度 堺市立図書館サービス評価について
- ・ その他

第2回 堺市立図書館協議会(令和3年3月25日)

- ・ 令和2年度 各区の取組について
- ・ その他

16. 協力団体

● 家庭・地域文庫

文庫名	所在地
三国ヶ丘文庫	堺区南三国ヶ丘町
たまりばぶんこ	中区深井北町
みちくさ文庫	中区深井水池町
らいおん文庫	西区上野芝町
あかさか文庫	南区赤坂台
庭代台ニコニコ文庫	南区庭代台
まきづか文庫	南区槇塚台
なかよし文庫	北区東三国ヶ丘町
東浅香山あゆみ文庫	北区大豆塚町

● 読書会

読書会名	活動場所
堺市図書館友の会	中央
子どもの本だいすき「空」の会	
そてつ読書会	堺市駅前
シオンの会	東百舌鳥
東図書館読書会	東
鳳みみずく読書会	西
泉北読書会	南
新金岡読書会	北
新金岡子どもの本を読む会	
美原読書友の会	美原

● 堺市子ども文庫連絡会

堺市内にある家庭・地域文庫が「堺市のすべての子どもたちに、よい本とよい読書環境を」の目標のもと連携し、昭和 53 年に結成。研修会や講座の開催を通して情報交換を図り知識を深めるなど、各文庫活動を支援。また、図書館と協働し、児童文学作家の講演会や親子で楽しめる原画展 やかがくあそびの会などを企画・開催し、子どもと本を結ぶための様々な活動を展開。

● ボランティアグループ

○ 堺図書館サポーター倶楽部

平成 12 年 7 月に発足。平成 20 年度からは全区で図書館サポーター養成講座を開催。講座修了後、倶楽部のメンバーとして登録していただき、行事の準備、寄贈本の装備、書架整理などの活動を行っている。

○ 堺メモリー倶楽部

平成 24 年 4 月に発足。地域に残る古い写真や図書館等が所蔵する資料を題材に、歴史文化資料として保存・発信するための「堺メモリー事業」を図書館と協働して行っている。

○ 堺図書館ビブリオバトル倶楽部

平成 24 年 1 月に発足。ビブリオバトルの企画・運営を行っている。

○ ネットワークと・ま・と(と しょかんは ま ちの と もだち)

美原読書友の会、おはなしひろばくれよん、美原おはなしスプーンの会、乳幼児読み聞かせサークルエンジェル・エッグ、音訳グループひばり、個人ボランティア等の代表で結成され、ボランティア発掘や育成のための研修行事などを企画・実施。

○ おはなし・よみきかせのボランティアグループ

主な活動場所	おはなし	読み聞かせ など
中央	おはなしどんぐり	くるみひろばの会
		よみきかせサークル はなしのたね
		絵本サークルすずらん
中	おはなしウーフの会	なかよえほんの会
		わらべうたの会 こまめ
東百舌鳥		絵本のひろば よつといで!
東	おはなしそよかせ	絵本の会ふうせん
西	おはなしふくろう	絵本のたまたまぼこ
南	おはなしかご	キッズパル
北	おはなしはなたばの会	たんぼぼ絵本の会
美原	美原おはなしスプーンの会	おはなしひろばくれよん
		乳幼児読み聞かせサークル エンジェル・エッグ

※他にも人形劇など、様々な方にご協力いただいています。

17. 図書館情報システム

(1) 図書館情報システムのあゆみ

年	月	事項
昭和 56(1981)	7	業務の一部電算化(カナ処理)による貸出・返却処理、予約処理を実施
昭和 58(1983)	7	漢字処理による電算業務開始(業者 MARC 採用、プレ MARC 採用による発注・受入処理、冊子目録)
昭和 61(1986)	10	分散処理による全市オンライン処理を開始(各館に CPU を設置)
平成 5(1993)	10	集中分散処理による全市オンライン処理を開始(区域館に CPU 設置、分館はデータベース直結端末)
平成 11(1999)	4	クライアント/サーバ型のオープン系システムによる全市オンライン処理を開始(全館に LAN 網を整備した集中処理、データベースを一本化したマルチサーバ処理、利用者用端末(OPAC)による所蔵データの開示・貸出予約)
平成 15(2003)	3	インターネットによる蔵書検索・貸出予約を開始、ホームページ開設
平成 17(2005)	1	図書館情報システムの更新(Web アプリケーションベースによるネットワークシステム、情報セキュリティ等を強化することによるセキュアなシステム)
平成 19(2007)	1	音声応答サービス開始
平成 23(2011)	1	図書館情報システムの更新(Web・業務間リアルタイム化、OPAC 機能強化、情報セキュリティ強化、オンラインデータベース導入、エレファレンス・電子書籍提供サービス開始)
平成 24(2012)	4	電子書籍提供サービス iOS に対応
平成 24(2012)	12	電子書籍提供サービス Android に対応
平成 27(2015)	3	電子書籍提供サービスバージョンアップ(Macintosh に対応、ブラウザのみで閲覧可)
平成 28(2016)	3	ホームページトップページ等を市サイト内に移行
平成 29(2017)	1	図書館情報システムの更新(情報セキュリティ、OPAC 機能、デジタルアーカイブシステム強化)

(2) ホームページ利用状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
トップページアクセス数	2,520,283	2,161,111	3,295,729	2,390,465	2,454,367
Web予約件数 (電子書籍予約含む)	733,392	792,590	831,449	825,393	818,258
予約確保電子メール 送信点数(冊数)	474,539	549,931	576,900	543,337	523,703
新着図書お知らせメール 送信点数(冊数)	212,276	236,638	244,810	264,803	264,008
パスワード発行件数 *	7,844	8,835	8,633	7,457	7,519
うちWebによる発行 (平成23年1月以降)	6,001	6,590	6,301	5,814	5,894

*パスワード発行件数には再発行も含む

*パスワード発行済利用者総数 113,587 人

18. 図書館のあゆみ

年	月	事項
明治		
37(1904)		堺高等小学校有志により校内に「桜友文庫」が設立される
39(1906)	11	「桜友文庫」を「戦捷記念堺図書館」と改称、公開される(11日)
44(1911)	7	「戦捷記念堺図書館」を「私立堺図書館」と改称し、維持員制を設け公開。官舎は元宿院小学校内(16日)
大正		
5(1916)	6	私立堺図書館の蔵書を引き継ぎ、宿院頓宮前の大町東1丁24(宿院小公園)に、堺市立図書館開館 初代館長 今井 貴一
昭和		
9(1934)	9	室戸台風により館舎大破
11(1936)	11	宿院町東3丁に新館開館
12(1937)	9	初代専任館長 田島 清 就任
19(1944)	12	太平洋戦争の激化により図書の一部を家原寺へ疎開 古家氏蔵書より約3千冊贈られる(古家文庫となる)
20(1945)	7	堺大空襲により書庫を除いて全館焼失
22(1947)	5	巡回文庫(児童文庫・移動文庫・母親文庫・家庭文庫)開始
	6	堺市立図書館復興後援会設立
24(1949)		鳳公民館、耳原隣保館、鳳新在家公民館、湊出張所に 図書を置く
	4	戦災復旧工事着工(竣工6月15日)
	7	新館開館
26(1951)	2	堺市立図書館設置条例公布
27(1952)	1	戦災復旧第二期工事着工(竣工5月)
	7	移動図書館開設(読書団体への貸出)
33(1958)	4	堺読書友の会結成(自転車文庫)
36(1961)	5	堺市立図書館管理運営規則制定
37(1962)	4	登美丘町合併により登美丘町立図書館を引き継ぎ堺市立図書館登美丘分館とする(登美丘西小学校内)
39(1964)	5	幼稚園・小学校PTAを対象に「家庭文庫」開設
41(1966)	3	「堺研究」第1号発刊
42(1967)	4	登美丘分館を登美丘出張所2階に移転
	8	自動車文庫開設(ひまわり号と命名)
46(1971)	7	堺市立図書館設置条例制定 大仙公園に新館(堺市立図書館)開館(20日)
48(1973)	4	・図書貸出・登録方式の改正(0歳から登録可に) ・貸出方式簡素化(カウン方式) ・こども室開室時間延長(午前9時より) ・児童奉仕研究会発足
	6	姉妹都市パークレー・コーナー設置
	7	図書のリクエスト制度開始
	8	堺市図書館友の会発足(19日)
49(1974)	4	ひまわり号2台で巡回開始 自動車文庫貸出方式簡素化(冊数チェック方式)
	5	津久野分室開室(8日)
	10	解放会館図書室開室(26日)
50(1975)	4	泉ヶ丘図書室開室(2日) 貸出冊数制限を廃止
	5	美原町立中央公民館図書室開館(31日)
51(1976)	5	創立60周年記念行事 河井醉茗詩碑除幕式(16日)
	6	市立図書館創立60周年記念式典(22日)
53(1978)	5	堺市子ども文庫連絡会発足
	9	津久野分室開室時間延長(午前より)
	10	文庫用配本車購入(軽四輪)
	11	与謝野晶子歌碑除幕式(22日)
54(1979)	4	本館の貸出期間延長(3週間)、こども室じゅうたんコーナー設置
55(1980)	7	本館書庫の一部に手動式移動棚設置
56(1981)	7	・堺市立図書館の機構改革にともない堺市立中央図書館と名称変更(1日) ・新金岡図書館開館(15日)。電算(カナ処理)による業務開始
	12	図書館行政の拡充に関する要望決議採択(市議会)
57(1982)	4	中央図書館に身体障害者用スロープ設置
	5	青少年センター本館図書室開室(1日)

年	月	事項
58(1983)	3	・登美丘分館拡張工事完成
	7	・泉ヶ丘図書室閉室 ・配本連絡車による巡回開始 ・泉ヶ丘図書館開館(1日) 電算(漢字処理)による業務開始 ・堺市立図書館協議会発足
59(1984)	4	図書館協議会に「堺市における図書館計画策定のための基本方針について」諮問
	6	泉ヶ丘図書館複分館開館(1日)
60(1985)	4	開館時間を午前10時に全館統一、日曜日を全日(午前10時～午後5時)開館に変更
	6	泉ヶ丘図書館美木多分館開館(1日)
	5	中央図書館一般閲覧室拡張(学習室縮小)
	10	・中央図書館初芝分館開館(1日) ・中央図書館・登美丘分館・初芝分館・青少年センター図書室電算(漢字処理)による業務開始 ・新金岡図書館電算システムを漢字処理に変更 ・図書館協議会から「堺市における図書館計画策定のための基本方針について」答申が提出
61(1986)	10	姉妹都市パークレー・コーナーに友好都市連雲港コーナーを併せて国際親善コーナーにリニューアル
	12	答申を受けて中央図書館内に検討会議発足
62(1987)	4	・全館オンライン処理による業務開始 ・貸出制限冊数を全館で自動車文庫を除き各8冊に統一
	9	業務別委員会発足(サービスポイント・資料管理・児童奉仕各委員会)
63(1988)	7	業務別委員会(ハンディキャップサービス委員会)
平成		
元(1989)	4	鳳図書館開館(1日)
2(1990)	3	堺市立図書館資料収集方針作成
	10	中央図書館雨漏り改修工事
3(1991)	4	堺市立図書館資料保存計画作成
4(1992)	5	業務別委員会(ネットワーク・AV資料各委員会)
5(1993)	4	貸出期間を全館2週間に統一
	10	・電算システム変更に伴う機構改革で泉ヶ丘図書館資料係を廃止 ・見計らいと資料整理の集中化
	12	・中央図書館東百舌鳥分館開館(11日) ・図書館の整備に関する要望決議採択(市議会)
6(1994)	4	・東百舌鳥分館を教育文化センター中図書館東百舌鳥分館に変更 ・雑誌整理の集中化
	6	業務別委員会(多文化サービス検討委員会)
	7	教育文化センター中図書館開館(1日)
7(1995)	3	中央図書館一般閲覧室拡張(学習室の廃止)ならびにトイレ改修工事
	5	中央図書館にマイクロリダ・プリンタ設置(1日)
	8	巡回日程の組替によりひまわり号1台で巡回開始
	10	ひまわり号更新
	11	・堺市立図書館資料団体貸出要綱制定 ・堺市立図書館除籍図書等の譲与に関する要綱制定 ・図書のリサイクル事業の開始
8(1996)	4	・機構改革で中央図書館館外奉仕係ならびに泉ヶ丘図書館庶務係を廃止し、中央図書館館内奉仕第一・二係を奉仕第一・二係に名称を変更 ・配本連絡車運行業務を委託(週6日運行) ・中央・泉ヶ丘・新金岡・鳳・中図書館間で、一般資料の分担収集を開始
8(1996)	10	中央・泉ヶ丘・新金岡・鳳・中図書館にパソコンを導入し、大阪府立・大阪市立図書館等の検索システムと接続
9(1997)	3	資料保存計画に基づき中央・泉ヶ丘・新金岡・鳳・中図書館間で一般資料の分担保存を開始
	4	機構改革で教育文化センター中図書館が中央図書館部へ編入
	5	登美丘分館を出張所跡へ移動(2階から1階へ)
	12	館内整理日を毎月第一火曜日に、年末年始等を除く全土・日曜日を開館に変更
10(1998)	4	・資料管理委員会発足 ・機構改革で中央図書館奉仕第一・二係を廃止し、図書館サービス係に、資料係を企画情報係に名称を変更

年	月	事項
11(1999)	1 4	貸出手続き確認装置を中央・泉ヶ丘図書館に設置 館内整理日を6、9、12月第一火曜日と3月31日に変更 ・移動図書館の運転業務を委託 ・中央図書館堺市駅前分館開館(1日) ・貸出制限冊数を全館で移動図書館を除き各10冊に統一 ・新図書館情報システムにより、全館に利用者用端末を設置 貸出手続き確認装置を鳳図書館に設置
12(2000)	3 4 7	・津久野分室閉鎖 ・市立堺病院への移動図書館ひまわり号の巡回開始 ・資料管理委員会解散 ・第1回図書館サポーター養成講座開催 ・美原町立図書館開館(1日) ・新金岡図書館移転、名称を北図書館として開館(4日) ・貸出手続き確認装置を北図書館に設置 ・機構改革で中央・北・鳳・泉ヶ丘の庶務を中央に一元化 資料選定委員会発足 ・堺図書館サポーター倶楽部発足、ボランティア活動開始 ・中央図書館こども室改装 ・貸出手続き確認装置を中央図書館堺市駅前分館及び中図書館に設置
13(2001)	3 7 8	中央図書館デジタル・ライブラリー・システム移動 堺図書館サポーター倶楽部、各区域館での活動開始 子どもゆめ基金助成事業への協力開始
14(2002)	4	子ども読書の日記念事業開始 小学校で読み聞かせなど実演
15(2003)	3	インターネット蔵書検索システム移動、Webからの個人予約受付開始
16(2004)	3 4 5 9 10	「堺市子ども読書活動推進計画-夢をはぐくむ・堺っ子読書活動」策定 ・堺市子ども読書活動推進会議設置 ・児童資料・地域資料の集中選書開始 大阪府Web横断検索システムに参加 中央図書館にカラーコピー機を設置 堺市子ども読書活動推進ふれあいフェスタを開催
17(2005)	1 2 3 4 6 9 10	・予約制限冊数を全館で30冊までに変更 ・新図書館情報システム導入、Webからの貸出・予約状況照会サービス開始 ・美原町との合併 ・堺市立図書館と美原町立図書館の図書館情報システム統合 ・美原町立図書館が名称を堺市立美原図書館として開館(1日) ・登美丘分館閉鎖 ・東図書館開館(1日) ・初芝分館を東図書館初芝分館に変更 ・鳳図書館を西図書館に、泉ヶ丘図書館を南図書館に、桐分館を南図書館桐分館に、美木多分館を南図書館美木多分館に名称を変更 ・美原図書館の開館時間を変更 ビジネス支援機能整備検討会 「図書館アンケート基礎調査」業務報告書発行 ひまわり号廃車、くすのき号1台での巡回開始
18(2006)	3 4 10 12	「今後の図書館のあり方検討調査」業務報告書および図書館来館者数調査業務報告書発行 一般資料の集中選書開始 東区赤ちゃんの笑顔づくり応援事業に協力開始 「ゆづりは-堺市立図書館だより」発行開始
19(2007)	1 3 6 9 10	音声応答サービス開始 ・市立堺病院・大阪府立身体障害者福祉センターへの移動図書館の巡回休止 ・「堺市立図書館における図書館ビジネスサービスモデル調査研究」業務報告書および「堺市立図書館資料作成アドバイザー」業務報告書発行 南区「ハッピー」ファーストブック事業に協力開始 中央図書館駐輪場移設 貸出手続き確認装置を美原図書館に設置
20(2008)	4 7 8	・図書館資料整理業務を人材派遣により実施 ・雑誌納入における競争制度の導入(入札) 北区ブックスタート事業「はじめての絵本」に協力開始 図書館協議会より「これからの図書館サービスの方向性に関する意見書-地域コミュニティに貢献する図書館をめざして-」が提出される

年	月	事項
20(2008)	11 12	堺市立図書館の「BL(ボーイズラブ)図書」提供制限問題について特定図書排除に関する住民監査請求 第1回堺っ子読書フォーラム「ひらいてひろがる本の世界」開催
21(2009)	3 4 7	・南図書館事務室の一部を南まちかど子育てサポートルームに所管替え ・大阪市との相互利用協定締結 ・人権ふれあいセンター図書ホールの管理運営事務を人権教育部地域学習課から中央図書館総務課に移管 ・移動図書館運営業務及び図書館資料整理業務を委託 ・図書納入における競争制度の導入(見積り合せ) 政令指定都市立図書館長会議を開催(30、31日)
22(2010)	4 6 7 8	全館祝日開館並びに区域館及び堺市駅前分館の開館時間延長を実施(1日) 堺市立学校園への団体貸出配送を開始 ブックスタート事業への協力が堺市全区に拡大 みんなの審査会(新さかい)で図書館管理運営事業が取り上げられる
23(2011)	1 4 7 8 11	図書館情報システムの更新 (Web・業務開リアルタイム化、情報セキュリティ強化、OPAC機能強化、利用者用インターネット端末・オンラインデータベース導入、Eレファレンス・電子書籍提供サービス開始) ・貸出・予約冊数を全館合計で15冊に変更 ・絵本から広がる家庭での親子ふれあい事業を開始 ・子育て支援情報コーナーを全館に展開 ・日本十進分類法新訂9版で受入開始 ・分館に来館者数計測器設置 中央図書館に地域資料デジタルアーカイブ閲覧用パソコンを設置
24(2012)	4 9 12	・堺市立図書館における図書館資料等の利用に関する要綱制定 ・電子書籍提供サービスがiOSに対応 ・市内所在高等学校へ団体貸出配送を開始 ・堺図書館ビブリオバトル倶楽部・堺メモリー倶楽部の活動開始 「分館利用者アンケート調査」報告書発行 電子書籍提供サービスがAndroidに対応
25(2013)	1 2 3 4	国立国会図書館「歴史的音源」の公立図書館等への配信提供に参加(4日) 2 移動図書館への広告掲載開始(1日) 3 デジタル化した堺市史(第7巻)をインターネットで公開(29日) 4 泉北地域4市1町(堺市・泉大津市・和泉市・高石市・忠岡町)で相互利用協定締結 ・「学校支援図書セット」の貸出サービス開始 ・梶・美木多・東百舌鳥・初芝分館資料の充実を開始
26(2014)	1 4 7 8 9 10	堺の地域文化資料を電子図書館で公開 キッズサポートセンターさかいの「絵本の森」の選書支援を開始 ・中央図書館長より図書館協議会に「今後の中央図書館のあり方」について諮問 ・地域資料デジタルアーカイブをインターネットで公開 諮問事項の答申に向け図書館協議会委員意見交換を開催 国立国会図書館のデジタル化所蔵資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を図書館に配信する「図書館向けデジタル化資料送信サービス」を堺市立中央図書館で利用開始 国立がん研究センターの情報提供プロジェクトに協力開始
27(2015)	3 4 6 7	電子書籍提供サービスバージョンアップ(Macintoshでも利用できる。ブラウザ画面上ですぐに電子書籍が読める。)を実施 人権ふれあいセンター改築にともない、図書ホール事業を市民人権局・船松人権歴史館に一元化し、人権資料・図書室として、アウトソーシングによる運営開始(1日) ・堺市図書館100周年記念誌編集会議を開始 ・図書館協議会委員1人を新たに公募 堺東駅から直結する再開発ビル2階の公益床を活用し、(仮称)堺東駅前サテライト図書サービスコーナー設置計画を発表

年	月	事項
	8	・中央図書館、耐震改修と空調設備改修などの工事のため臨時休館(12月4日まで) ・臨時窓口カウンターをJR阪和線百舌鳥駅前に設置 ・国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」全区域館で利用開始
	9	学校図書館との連携による巡回訪問(選書支援)を開始
	10	教職員支援用資料の学校配送サービス開始
	12	堺市博物館との連携により「角山文庫」を開設
28(2016)	3	・図書館ホームページを市ホームページ内に移行 ・「堺市立図書館 100年史」発行
	6	・「堺市立図書館 100年のあゆみパネル展」を巡回実施(1日) ・堺市立図書館 100周年記念講演会「自著そして読書について語る」(芥川賞作家 津村 記久子氏・対談:江南 亜美子氏)を開催(19日) ・市内在住の文筆家より寄贈を受けた堺市立図書館 100周年記念レリーフの除幕式および感謝状贈呈式(30日)
	7	子どもの読書推進リーダー(子ども司書)の養成講座を各図書館で開始
	10	堺市立図書館資料収集管理方針、堺市立図書館資料選定基準、堺市立図書館 資料保存管理基準の制定、堺市立図書館資料除籍基準の改定
29(2017)	1	図書館情報システムの更新 (情報セキュリティ、OPAC 機能、デジタルアーカイブシステム強化)
	3	堺市立図書館協議会から中央図書館長に「今後の中央図書館のあり方」について<答申>提出
	4	南図書館に「多文化資料情報コーナー」を設置(1日)
	6	ふるさと納税受付開始(児童資料充実)(1日)
	9	中央図書館一般閲覧室に「さかい地域産業コーナー」を設置(6日)
	11	中央図書館基本構想基礎調査(郵送による市民意識調査と来館者調査)を実施
30(2018)	2	旭堂南陵氏より、堺市出身の芥川賞作家由起しげ子氏関連資料の寄贈を受領
	3	・中央図書館基本構想基礎調査報告書を発行 ・蔵書計画策定プロジェクトチーム発足
	8	ふるさと納税指定寄付金を活用した「ふるさと納税 親子で読書」事業を開始
	8	国立国会図書館総合目録ネットワーク(ゆにかねっと)へのデータ提供館となり、NDL サーチから本市図書館の蔵書が検索可能になる
31(2019)	2	堺市子ども読書活動推進計画を改定
	3	Lib プラン堺市立図書館蔵書計画 2019年度～2023年度を策定
令和		
元(2019)	7	堺市に関する新聞記事の見出しが検索できる機能を図書館ホームページに開設
	9	ふるさと納税を活用した新規事業として、絵本の選び方や楽しみ方を啓発する「親子いっしょにえほんひろば」を実施
2(2020)	2	堺市立図書館公式 Twitter を開設
	3	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止のため図書館を臨時休館し、来館型サービスを休止
	4	電子図書館臨時利用者 ID 発行(電子メールによる申込)を実施(～5月31日)
	5	・電子図書館に「堺ライオンズクラブコレクション」を開設(1日) ・各市立図書館・図書施設に臨時窓口を設置し予約資料について、事前に来館日時を調整、したうえでの貸出を開始(17日) ・閲覧席の利用制限や開館時間の短縮など一部サービスを制限したうえで開館(26日)
	7	「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」を策定
	10	堺図書館サポーター20周年記念事業として講演会を実施。併せてパネル展示を展示(15日)
	10	大阪狭山市との相互利用協定を締結(1日)
3(2021)	1	市立図書館図書郵送サービスモデル実施事業を開始(29日)
	3	中央図書館・各区域館・分館に、公衆無線 LAN(Osaka Free Wi-Fi)を整備、提供開始

19. 関係条例・規則等

- 図書館法(抜粋)
- 文字・活字文化振興法(抜粋)
- 子どもの読書活動の推進に関する法律(抜粋)
- 堺市立図書館条例
- 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則(抜粋)
- 堺市立図書館管理運営規則
- 堺市立図書館協議会規則
- 堺市立図書館における図書館資料等の利用に関する要綱
- 堺市立図書館除籍図書等の譲与に関する要綱

※各例規の附則中、施行期日を定める規定及び現在必ずしも必要ではない経過措置に関する規定などは原則として省略した。

○ 図書館法 (抜粋)

昭和25年4月30日 最終 令和元年6月7日
法律第118号 改正 法律第26号

第1章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和24年法律第207号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム等の収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。
(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供す

るよう努めなければならない。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第2章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。))にあつては、当該特定地方公共団体の長が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

○ 文字・活字文化振興法（抜粋）

平成17年7月29日 法律第91号

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律（抜粋）

平成13年12月12日 法律第154号

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健全な成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日を趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

○ 堺市立図書館条例

昭和56年6月10日 最近 平成24年3月23日
 条例第25号 改正 条例第21号

- (設置)
 第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、堺市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。
 (名称及び位置)
 第2条 図書館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。
 (図書館協議会)
 第3条 法第14条第1項の規定に基づき、堺市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。
 2 協議会の委員の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命することとする。
 3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。
 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 6 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。
 (ホール)
 第4条 堺市立南図書館のホールを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。
 2 前項の使用の許可を受けた者のうち、法第3条第6号に掲げる事項以外の目的に使用しようとするものは、別表第2に定める金額の範囲内で市長が定める使用料を前納しなければならない。
 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
 (委任)
 第5条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営について必要な事項は、教育委員会が定める。
 附 則 (抄)
 (施行期日)
 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。
 (昭56教委規則第5号で昭和56年7月1日から施行)
 (堺市立図書館設置条例の廃止)
 2 堺市立図書館設置条例(昭和46年条例第27号)は、廃止する。
 (略)
 附 則
 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
堺市立中央図書館	堺市堺区大仙中町
堺市立中図書館	堺市中区深井清水町(堺市教育文化センター内)
堺市立東図書館	堺市東区北野田
堺市立西図書館	堺市西区鳳南町4丁
堺市立南図書館	堺市南区茶山台1丁(堺市立泉ヶ丘市民センター内)
堺市立北図書館	堺市北区新金岡町5丁
堺市立美原図書館	堺市美原区黒山

別表第2 (第4条関係)

- 1 基本料金
- | 区分 | 単位 | 金額 |
|-----|-----|--------|
| ホール | 1時間 | 2,000円 |
- 2 冷暖房装置を使用するときは、4割以内において市長が定める割合を当該使用区分に係る基本料金に加算する。

○ 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則(抜粋)

昭和42年6月5日 最近 令和3年3月29日
 教育委員会規則第8号 改正 教育委員会規則第6号

- (趣旨)
 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第17条第2項及び第33条第1項の規定に基づき、教育委員会事務局(以下「事務局」という。)及び教育機関(学校(幼稚園を含む。以下同じ。)を除く。以下同じ。)(以下これらを「事務局等」という。)の内部組織、分掌事務その他事務分担等について必要な事項を定める。
 (昭46教委規則24・平13教委規則5・平18教委規則15・平27教委規則8・一改)
 (部等の設置)
 第2条 事務局に置く部及び課は、次のとおりとする。
 総務部
 総務課
 教育政策課
 学務課
 教職員人事部
 教職員企画課
 教職員人事課
 学校教育部
 学校総務課
 学校指導課
 支援教育課
 生徒指導課
 人権教育課
 地域教育支援部
 地域教育振興課
 放課後子ども支援課
 学校管理部
 学校給食課
 学校管理課
 学校施設課
 2 教育機関に置く組織で部に準ずるもの(以下「部相当機関」という)は、次のとおりとする。
 教育センター
 中央図書館
 3 教育機関に置く組織で課に準ずるもの(以下「課相当機関」という)は、次のとおりとする。
 美原子ども館
 中図書館
 東図書館
 西図書館
 南図書館
 北図書館
 美原図書館
 4 教育機関に置く組織で係に準ずるもの(以下「係相当機関」という)は、次のとおりとする。
 堺市駅前分館
 東百舌鳥分館
 初芝分館
 梅分館
 美木多分館
 5 部相当機関に置く課は、次のとおりとする。
 教育センター
 企画相談課
 能力開発課
 中央図書館
 総務課
 6 臨時又は特別の事務事業を処理させるために置く組織で課に準ずるもの(以下「課相当の室」という)は、次のとおりとする。
 学校ICT化推進室
 中学校給食準備室
 教育環境整備推進室
 (平18教委規則15・全改、平19教委規則12・平20教委規則7・平20教委規則15・平21教委規則5・平22教委規則6・平23教委規則6・平25教委規則11・平26教委規則2・平27教委規則11・平28教委規則2・平30教委規則6・令2教委規則17・令3教委規則6・一改)
 (分掌事務)
 第3条 事務局等の内部組織及びその分掌事務は、別表第1のとおりとする。
 (平18教委規則15・全改)
 (教育機関の所管組織等)
 第4条 次の各号に掲げる課相当機関は、それぞれ当該各号に定める部(部相当機関を含む。以下同じ。)の所管とする。
 (1) 美原こども館 地域教育支援部

- (2) 中図書館、東図書館、西図書館、南図書館、北図書館及び美原図書館 中央図書館
- 2 次の各号に掲げる係相当機関は、それぞれ当該各号に定める課（課相当機関を含む。）の所管とする。
- (1) 堺市駅前分館 中央図書館総務課
- (2) 東百舌鳥分館 中図書館
- (3) 初芝分館 東図書館
- (4) 梅分館及び美木多分館 南図書館
 (平18教委規則15・追加、平19教委規則12・平20教委規則7・平21教委規則5・平22教委規則6・平25教委規則11・平27教委規則11・平30教委規則6・令2教委規則17・一改)

附 則（平成30年3月30日教委規則第6号）抄
 （施行期日）
 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）（抜粋）

中央図書館
 総務課
 管理係

- (1) 図書館の施設、設備等の維持管理に関すること。
 (2) 集会室の使用の許可に関すること。
 (3) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

企画情報係

- (1) 図書館事業の企画及び連絡調整に関すること。
 (2) 図書館協議会に関すること。
 (3) 図書館情報システムの管理運営に関すること。
 (4) 一般資料、児童資料その他の資料（地域資料を除く。）の収集（図書館サービス係及び各図書館において行う収集を除く。）、整理、保存及び廃棄に関すること。

図書館サービス係

- (1) 地域資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。
 (2) 資料の収集（当該館において必要な購入資料の選定並びに当該資料の受入れ及び検収に限る。以下同じ。）及び保管に関すること。
 (3) 移動図書館に関すること。
 (4) 図書館カウンター堺東に関すること。
 (5) 図書館サービスに関すること。

堺市駅前分館

- (1) 資料の保管に関すること。
 (2) 図書館サービスに関すること。

中図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
 (2) 図書館サービスに関すること。

東百舌鳥分館

- (1) 資料の保管に関すること。
 (2) 図書館サービスに関すること。

東図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
 (2) 図書館サービスに関すること。

初芝分館

- (1) 資料の保管に関すること。
 (2) 図書館サービスに関すること。

西図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
 (2) 図書館サービスに関すること。

南図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
 (2) 図書館サービスに関すること。
 (3) 図書館ホール及び集会室の使用の許可に関すること。

梅分館・美木多分館

- (1) 資料の保管に関すること。
 (2) 図書館サービスに関すること。

北図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
 (2) 図書館サービスに関すること。

美原図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
 (2) 図書館サービスに関すること。

○ 堺市立図書館管理運営規則

平成11年1月26日 最近 平成25年1月24日
 教育委員会規則第1号 改正 教育委員会規則第1号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市立図書館条例（昭和56年条例第25号）第5条の規定に基づき、堺市立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定める。

(分館)

第2条 利用者の便宜を図るため、中央図書館、中図書館、東図書館及び南図書館に分館を設置する。

2 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
堺市立中央図書館 堺市駅前分館	堺市堺区田出井町
堺市立中図書館 東百舌鳥分館	堺市中区土塔町 (堺市立東百舌鳥公民館内)
堺市立東図書館 初芝分館	堺市東区野尻町 (堺市立初芝体育館内)
堺市立南図書館 梅分館	堺市南区桃山台2丁 (堺市立梅文化会館内)
堺市立南図書館 美木多分館	堺市南区鴨谷台2丁 (堺市立鴨谷体育館内)

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 火曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）午前10時から午後8時まで（中央図書館こども室、中図書館東百舌鳥分館、東図書館初芝分館、南図書館梅分館及び南図書館美木多分館については、午前10時から午後5時まで）

- (2) 土曜日、日曜日及び休日 午前10時から午後6時まで（中図書館東百舌鳥分館、東図書館初芝分館、南図書館梅分館及び南図書館美木多分館については、午前10時から午後5時まで）

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

- (1) 月曜日（休日を除く。）
 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
 (3) 館内整理日（3月31日並びに6月、9月及び12月の第1火曜日をいう。）
 (4) 資料（点検）整理期間（1週間以内とする。）

(入館の制限)

第5条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯する者
 (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める者
 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認める者
 (4) 前3号に掲げる者のほか、図書館の管理上支障があると認める者（入館者の遵守事項）

第6条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。
 (2) 所定の場所以外に入入りしないこと。
 (3) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
 (4) 館内を不潔にしないこと。
 (5) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

第2章 図書館資料等の利用

(登録)

第7条 図書館資料（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）の貸出しを受けようとするものは、あらかじめ登録を受けなければならない。

2 登録を受けることができるものは、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
 (2) 本市の区域内に所在する学校、事業所等に通学し、又は通勤する者
 (3) 本市の区域内にその活動の本拠を置く法人その他の団体で、教育長が適当と認めるもの
 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が適当と認めるもの

3 登録を受けようとするものは、教育長が別に定める登録申請書を教育長に提出しなければならない。

4 前項の場合において、当該登録を受けようとするものは、第2項各号のいずれかに該当することを証明する書類を提示しなければならない。ただし、教育長が特に認めるときは、この限りでない。

5 第1項の規定により登録を受けたもの（以下「登録利用者」という。）は、登録に係る事項に変更があったときは、その旨を速やかに教育長に届け出なければならない。

（貸出カードの交付等）

第8条 登録利用者に対し、図書貸出カード（以下「貸出カード」という。）を交付する。

2 登録利用者は、貸出カードを紛失したときは、その旨を速やかに教育長に届け出なければならない。

3 登録利用者は、貸出カードを他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

4 前項の規定に違反したことにより本市に損害が生じたときは、登録利用者はその損害を賠償しなければならない。

5 貸出カードの様式、有効期間その他必要な事項は、教育長が別に定める。

（貸出し手続）

第9条 登録利用者は、図書館資料の貸出しを受けようとするときは、貸出しを希望する図書館資料に貸出カードを添えて申し込まなければならない。

（貸出しの期間及び点数）

第10条 図書館資料の貸出期間は、2週間（教育長が特に認めるときは、その都度定める期間。次項において同じ。）とする。

2 貸出期間の延長は、前項に定める期間内に申出のあった場合に限り、2週間で限度として認めることができる。

3 貸出しを受けることができる図書館資料の点数は、1人につき15点以内とする。ただし、教育長が特に認めるときは、この限りでない。

4 前3項の規定にかかわらず、法人その他の団体である登録利用者に対する図書館資料の貸出しの期間及び点数は、教育長が別に定める。

（貸出しの停止等）

第11条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するものについては、図書館資料の貸出しを停止し、又は禁止することができる。

(1) 図書館資料を紛失し、又は損傷したもの

(2) 図書館資料の返却を怠ったもの

(3) 図書館資料を転貸し、又は譲渡したもの

(4) 第8条第3項の規定に違反したもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、図書館資料の貸出しが適当でないと認めるもの

（電子書籍の利用）

第12条 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録（以下この条において「電磁的記録」という。）であって、インターネットを通じた利用が可能とされたもの（図書館資料（電磁的記録を除く。）と同等の内容を有するものに限る。）の利用について必要な事項は、教育長が別に定める。

（貴重資料等の利用）

第13条 貴重資料その他教育長が特に指定した図書館資料を利用しようとするものは、教育長の許可を受けなければならない。

（図書館資料の複写等）

第14条 利用者は、著作権法（昭和45年法律第48号）に定められた範囲内で、図書館に設置された複写機を利用して、利用者の実費負担により図書館資料を複写することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる図書館資料は複写することができない。

(1) 複写しないことを条件として寄贈又は寄託を受けた図書館資料

(2) 他の図書館から図書館法第3条第4号に規定する相互貸借により借り受けた図書館資料（教育長が別に定めるものを除く。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が別に定める図書館資料

3 利用者は、図書館に設置された専用の端末機を利用して、利用者の実費負担により新聞、雑誌その他の出版物の記事その他の情報を用紙に出力することができる。

4 第1項の規定による複写及び前項の規定による出力（次項において「複写等」という。）によって損害が生じても、本市はその責めを負わない。

5 複写等前各項に定めるもののほか、複写等について必要な事項は、教育長が別に定める。

第3章 補則

（集会室、会議室等の使用）

第15条 利用者は、図書館事業の振興に資する読書会、講演会、研修会等の活動に使用するとき、又は教育長が特に必要があると認めるときは、集会室、会議室等（以下この条において「集会室等」という。）を使用することができる。

2 集会室等を使用しようとする者は、教育長が別に定めるところにより、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

3 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会室等の使用を許可せず、又はこれを取り消すことができる。

(1) その使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、集会室等の管理上支障があり、使用させ

ることが不相当であると認めるとき。

（移動図書館）

第16条 移動図書館の運営については、教育長が別に定める。

（損害賠償）

第17条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により、図書館資料、施設、附属設備その他器具備品等を破損し、滅失し、又は紛失したときは、直ちに教育長に届け出るとともに、これを原状に回復し、代物を弁償し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 利用者が未成年者である場合における前項に規定する責務は、その保護者が負うものとする。

（図書館資料の寄贈及び寄託）

第18条 教育長は、図書館資料の寄贈を受けることができる。

2 教育長は、適当と認めるときは、図書館資料の寄託を受けることができる。

3 寄託を受けた図書館資料が天災その他不可抗力によって破損し、又は滅失したときは、本市はその責めを負わない。

（委任）

第19条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理及び運営について必要な事項は、教育長が定める。

附則（抄）

（施行期日）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附則（平成25年1月24日教委第1号）

（施行期日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

○ 堺市立図書館協議会規則

昭和58年6月25日 最近 令和2年10月23日
教育委員会規則第11号 改正 教育委員会規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市立図書館条例(昭和56年条例第25号)第3条第6項の規定に基づき、堺市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定める。

(平24教委規則5・平24教委規則4・一改)

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平24教委規則4・一改)

(会議)

第3条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、中央図書館長の要請により会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法による会議(以下「オンライン会議」という。)の方法により会議に参加することができる。

4 前項の場合において、委員は、オンライン会議の方法により会議に参加することを希望するときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出を行い会議に参加した委員は、会議に出席したものとみなす。

6 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平24教委規則4・令2教委規則36・一改)

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の議事に関する職員の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(平24教委規則4・一改)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平24教委規則4・一改)

附 則

(施行期日)

この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる協議会の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、教育長が行う。この場合において、委員は、オンライン会議の方法により会議に参加することを希望するときは、第3条第4項の規定にかかわらず、あらかじめ中央図書館長に届け出なければならない。

(令2教委規則36・一改)

附 則(令和2年10月23日教委規則第36号)

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

○ 堺市立図書館における図書館資料等の利用に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市立図書館管理運営規則(平成11年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。)第7条第2項第3号及び第4号、第8条第5項、第10条第4項、第11条第5号、第12条、第13条、第14条第2項第2号及び第3号並びに第5項並びに第19条の規定に基づき、堺市立図書館(以下「図書館」という。)における図書館資料等の利用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 図書館資料 規則第7条第1項に規定する図書館資料をいう。

(2) 登録 規則第7条第1項の登録をいう。

(3) 登録利用者 規則第7条第1項の規定により登録を受けたものをいう。

第2章 図書館資料等の利用

第1節 登録

(登録の対象)

第3条 規則第7条第2項第3号の教育長が適当と認めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 図書館資料の利用の目的が、教育及び文化の向上に寄与するものであること。

(2) 図書館資料の利用により、活動に多大の効果が見込まれること。

(3) 図書館資料を継続して利用すること。

2 規則第7条第2項第4号の教育長が適当と認めるものは、次のとおりとする。

(1) 本市との間で図書館資料の貸出しに関する協定を締結した地方公共団体の区域内に住所を有する者

(2) 図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第4号に規定する図書館資料の相互貸借(以下「図書館間協力貸出」という。)を行う法人その他の団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、中央図書館長が適当と認めるもの

(貸出カード)

第4条 教育長は、規則第8条第2項の規定による届出を受けたときは、当該届出を行った登録利用者に対し、図書貸出カードを再交付することができる。

2 図書貸出カードの有効期間は、4年とする。ただし、中央図書館長が特に認めるときは、この限りでない。

第2節 図書館資料の貸出し等

(図書館資料の予約等)

第5条 インターネット、電気通信機器等を利用して、図書館資料の予約、貸出期間の延長等しようとする登録利用者(法人その他の団体(家庭・地域文庫(自宅又は本市の区域内の施設において、周辺に在住する児童等を対象として、図書館資料を貸し出し、又は閲覧に供するものをいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。))である登録利用者については、図書館間協力貸出を行うものに限る。次条において同じ。))は、あらかじめパスワード(正当な利用者であることを認証するために使用される文字列情報をいう。以下同じ。))の発行を受けなければならない。

(パスワードの利用等)

第6条 前条の規定によりパスワードの発行を受けた登録利用者(次項及び次条において「パスワード利用者」という。)は、パスワードをみだりに他に漏らしてはならない。

2 パスワード利用者は、パスワードを変更し、又はパスワードの利用を中止しようとするときは、その旨を教育長に届け出なければならない。

(パスワードの利用の停止等)

第7条 パスワード利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、パスワードの利用を停止し、又は禁止することができる。

(1) 不正な手続によりパスワードを利用したとき。

(2) パスワードの利用に係る設備又はデータを損傷したとき。

(3) パスワードを他に漏らし、よって本市に損害を与えたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、パスワードの利用が適当でないときと教育長が認めるとき。

(登録利用者の遵守事項)

第8条 図書館資料の貸出しを受けた登録利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 善良な管理者の注意をもって図書館資料を管理すること。

(2) 図書館資料を転貸し、又は譲渡しないこと。

(3) 図書館資料を貸出しを受けた目的以外に使用しないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、中央図書館長から指示されたこと。

(賠償等に対する措置)

第9条 館長(中央図書館にあっては、総務課長。以下同じ。))は、規則第17条第1項の規定による届出(図書館資料に係るものに限る。))をしたものが当該届出をした日から1か月が経過する日(この期日が適当でないとき、館長が定める日)までに同項の規定による原状回復、代物弁償又は損害賠償(次項において「賠償等」という。)をしないとき

は、書面、電話等により督促を行うものとする。

- 2 前項の規定による督促を受けたものが同項の届出をした日から3か月を経過する日までに賠償等をしないうときは、図書館資料の貸出しを停止し、又は禁止する。

(延滞に対する措置)

第10条 館長は、登録利用者が貸出しを受けた図書館資料を返却すべき日までに返却しないときは、書面、電話等により督促を行うものとする。

- 2 前項の規定による督促を受けた登録利用者が前項の図書館資料を返却すべき日から2か月を経過する日までに返却しないときは、図書館資料の貸出しを停止する。

(貸出しの停止等)

第11条 規則第11条第5号の図書館資料の貸出しが適当でないとするものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 専ら営利を目的として図書館資料を利用すると認められるもの
- (2) 図書館資料を紛失し、又は損傷するおそれがあると認めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が図書館資料の貸出しが適当でないとするもの

(団体貸出し)

第12条 法人その他の団体である登録利用者(別表第1において「団体」という。)に対する図書館資料の貸出しの期間及び冊数は、別表第1のとおりとする。

(担当図書館)

第13条 次の各号に掲げる法人その他の団体が登録及び図書館資料の貸出しを受ける図書館は、当該各号に掲げる図書館とする。

- (1) 本市の区域内に主たる事務所が存する法人その他の団体 当該事務所の所在地を所管区域とする区の区域ごとに別表第2に掲げる図書館。ただし、家庭・地域文庫にあっては、中央図書館
- (2) 法人その他の団体のうち前号に掲げるもの以外のもの 中央図書館長が定める図書館

(利用の許可を要する図書館資料)

第14条 規則第13条の教育長が特に指定した図書館資料は、次に掲げるものの中から中央図書館長が指定したものとする。

- (1) 地域資料、地図、辞書、事典及び目録類
- (2) 新聞、雑誌、官公報及び統計類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中央図書館長が定めるもの

第3節 複写

(複写の方法)

第15条 利用者は、図書館に備え付けられた利用者用複写機(以下「複写機」という。)又は利用者用マイクロフィルムリーダープリンターにより図書館資料を複写することができる。

(複写の申込み)

第16条 利用者は、図書館資料を複写しようとするときは、別に定めるところにより申込みをしなければならない。

(複写の制限)

第17条 規則第14条第2項第2号に規定する教育長が別に定めるものは、図書館間協力貸出を行う法人その他の団体から借り受けた図書館資料のうち、複写を禁止していいものとする。

2 規則第14条第2項第3号に規定する教育長が別に定める図書館資料は、次のとおりとする。

- (1) 複写によって損傷を来すおそれがあり、又は保管上支障があると認めるもの
- (2) 複写機の処理能力を超えるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、複写することが適当でない中央図書館長が認めるもの

(用紙の規格)

第18条 複写用紙の規格は、複写機を利用する場合にあっては日本工業規格A列3番、A列4番、B列4番及びB列5番に、利用者用マイクロフィルムリーダープリンターを利用する場合にあっては日本工業規格A列3番に限るものとする。

2 規則第14条第3項の規定による出力(以下単に「出力」という。)に係る用紙の規格は、日本工業規格A列4番に限るものとする。

(実費の負担)

第19条 図書館資料を複写する者は、実費として1枚当たり10円(複写機を利用してカラーで複写をする場合は、50円)を負担しなければならない。

2 出力をする者は、実費として1枚当たり10円を負担しなければならない。

第4節 電子書籍

(電子書籍の利用の手続等)

第20条 第5条から第7条までの規定は、電子書籍(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録(以下この項において「電磁的記録」という。)であって、インターネットを通じた利用が可能とされたもの(図書館資料(電磁的記録を除く。)と同等の内容を有するものに限る。)をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、第5条中「法人その他の団体(家庭・地域文庫(自宅又は本市の区域内の施設において、周辺に在住する児童等を対象として、図書館資料を貸出し、又は閲覧に供するものをいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。))である登録利用者」にあっては、図書館間協力貸出を行うもの」とあるのは「個人である登録利用者」と、第6条第2項中「パスワードの」とあるのは「パスワード若しくは電子書籍の」と、第

7条各号列記以外の部分中「パスワードの利用」とあるのは「パスワード若しくは電子書籍の利用若しくは図書館資料の貸出し」と、同条第1号、第2号及び第4号中「パスワード」とあるのは「パスワード又は電子書籍」と読み替えるものとする。

2 電子書籍の利用は、インターネットを通じて行うものとする。

3 電子書籍の利用は、無料とする。

4 電子書籍の利用期間は、1回につき2週間以内とする。

5 利用期間の延長は、前項に掲げる期間内に申出のあった場合に限り、利用期間の末日の翌日から起算して2週間を限度として認めることができる。

6 次条の規定により電子書籍の利用に係る業務が休止されたときは、当該休止に係る期間は、前2項に掲げる期間に算入しない。

7 利用することができる電子書籍の点数は、1人につき3点以内とする。

(業務の休止)

第21条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、電子書籍の利用に係る業務の全部又は一部を休止することができる。

(1) 電子書籍の利用に係る設備の保守点検、更新等を行う必要があるとき。

(2) 天災地変その他不可抗力により電子書籍の利用に係る設備が損傷したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、電子書籍の利用に係る業務を休止する必要があるとき。

第5節 図書館資料等の利用の特例

(図書館資料の予約等の特例)

第22条 第3条第2項第1号に掲げる者のうち、大阪市の区域内に住所を有する登録利用者は図書館資料の予約及び電子書籍の利用をすることができる。

第3章 雑則

(端末機の利用)

第23条 図書館に備え付けられた利用者用インターネット端末機(以下この条において「端末機」という。)を利用しようとする者は、図書貸出カードその他の登録利用者であることを証明する書類を教育長に提示し、又は提出しなければならない。

2 端末機の利用時間は、開館時間内において、1回につき30分を上限とする。

3 端末機の利用は、出力を除き、無料とする。

4 端末機の利用の許可を受けた者は、端末機の利用に当たり、係員の指示に従わなければならない。

5 教育長は、端末機を不正に利用した者その他端末機の利用が適当でないとする者については、端末機の利用を停止することができる。

(委任)

第24条 この要綱の施行について必要な事項は、中央図書館長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にされた規則第17条第1項の規定による届出(図書館資料に係るものに限る。)は、この要綱の施行の日においてされた届出とみなす。

別表第1 (第12条関係)

団体の種類	貸出用途	貸出冊数	貸出期間
小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	読書用	当該学校の学級数×40冊。 ただし、500冊を限度とする	貸出しを受けた日から当該日の属する年度の末日まで
	調べ学習用	1テーマにつき50冊。 ただし、200冊を限度とする	1か月。 ただし、貸出しを受けた日の属する月が3月のときは、同月末日まで
幼稚園 保育所(園)	読書用	200冊	貸出しを受けた日から当該日の属する年度の末日まで
	調べ学習用	1テーマにつき50冊。 ただし、200冊を限度とする	1か月。 ただし、貸出しを受けた日の属する月が3月のときは、同月末日まで
家庭・地域文庫		800冊	1年
上記以外の団体		200冊を超えない範囲内において、教育長が別に定める冊数	6か月を超えない範囲内において、教育長が別に定める期間

別表第2（第13条関係）

所管区域	図書館
堺区の区域	中央図書館
中区の区域	中図書館
東区の区域	東図書館
西区の区域	西図書館
南区の区域	南図書館
北区の区域	北図書館
美原区の区域	美原図書館

○ 堺市立図書館除籍図書等の譲与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市財産の交換、譲与及び無償貸付け等に関する条例（昭和39年条例第7号）第6条の規定に基づき、堺市立図書館（以下「図書館」という。）において除籍された図書・雑誌等（以下「除籍図書等」という。）の再活用を図り、もって市民の読書活動に資するとともに、資源の保護及び再利用を目的として、除籍図書等の譲与について必要な事項を定める。

(譲与対象者等)

第2条 除籍図書等の譲与を受けることができるものは次に掲げるものとする。

- (1) 堺市立の施設
- (2) 本市の区域内に存する公共施設及び公共団体
- (3) 本市の区域内にその活動の本拠を置き、本市の区域内を専らその活動の範囲とする団体
- (4) 本市の区域内に住所（日本の国籍を有しない者にあつては、その居住地）を有する者
- (5) 本市又は本市教育委員会が主催、共催又は後援をする行事に参加する者

(譲与の冊数)

第3条 譲与する除籍図書等の冊数は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号及び第2号に定めるもの 無制限
- (2) 前条第3号に定めるもの 200冊以下
- (3) 前条第4号及び第5号に定めるもの 10冊以下

(譲与の申込み)

第4条 除籍図書等の譲与を受けようとするものは、堺市立図書館除籍図書等譲与申込書兼受領書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(順守義務)

第5条 除籍図書等の譲与を受けたものは、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 譲与を受けた除籍図書等を売却する等営利目的に利用しないこと。
- (2) 除籍図書等の譲与を受けた第2条第2号又は第3号に掲げる団体等は、当該除籍図書等を図書館と同種の用途以外の用途に供しないこと。
- (3) 除籍図書等の譲与を受けた者は、当該除籍図書等を個人の読書以外の目的に使用しないこと。

(譲与の取消し等)

第6条 除籍図書等の譲与を受けたものが前条各号に掲げる事項を順守しなかったときは、譲与を取り消し、又は譲与した除籍図書等の返還を求めることができる。

(委任)

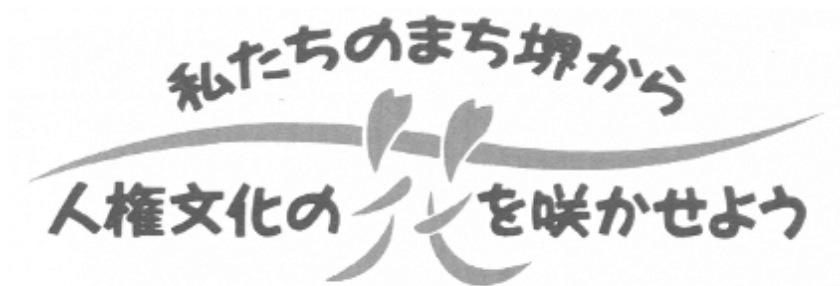
第7条 この要綱の施行について必要な事項は、中央図書館長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年11月1日から施行する。



堺市立図書館概要(令和3年度版)

令和3年9月発行

編集・発行 堺市立中央図書館

〒590-0801 堺市堺区大仙中町18番1号

TEL072-244-3811 FAX072-244-3321

ホームページ <http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/library/>



公式 Twitter@sakai_lib



笑顔あふれる 住み続けたいまち
SDGs未来都市・堺
Sustainable Development Goals Future City, SAKAI CITY